

REPORT 2020

あぶくま信用金庫 ディスクロージャー誌

平成31年4月1日～令和2年3月31日



写真提供：(一社)南相馬観光協会



あなたの街の親近バンク

 あぶくま信用金庫

地域と歩んで70周年
70th
あぶくま信用金庫

ごあいさつ

地域の皆様と一緒に考えて、
問題を解決する課題解決型金融を実践し、
地域の活性化に
全力で取り組んでまいります。



皆様には、日頃よりあぶくま信用金庫をご利用、お引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

本年の当金庫に対するご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「REPORT2020」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和元年度を振り返ってみますと、国内景気は海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな景気回復が続きました。10月に実施した消費税増税後の経済動向は限定的な影響に止まり、大規模な自然災害からの復旧・復興への取り組みが加速しました。しかしながら、令和2年になると一転し、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により各国では種々の施策を講じるものの経済の打撃は大きく、金融市場においてもリーマンショック時を上回るような衝撃を受けております。

一方、当金庫の営業エリアである浜通り地方においては、震災関連の復興需要はピークを過ぎたものの、公共工事と住宅建設は依然高い水準で推移しました。しかし収束の見通しが不透明な新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響は大きく、加えて、長期的には、人口減少、廃業や後継者不足等による中小企業数の減少といった構造的な問題を抱えており、厳しい環境が続いております。

このような環境の中、令和元年度の当金庫におきましては「あぶくま『共創力』発揮3ヵ年計画」に掲げた各施策を前年度に引き続き推進した結果、預金 2,878 億円、融資 908 億円となり、収益面では経常利益 6 億 8 千 4 百万円、当期純利益 4 億 6 千 6 百万円を計上することができました。

これもひとえに地域のお客様のお力添えの賜物と深く感謝申し上げます。

当金庫では、最終年度を迎える中期経営計画「あぶくま『共創力』発揮3ヵ年計画」ならびに「特定震災特例経営強化計画」に掲げた各施策を強力に推進し、地域密着型金融をより一層「深化×進化」させてまいります。また、今年度には当金庫創立 70 周年を迎え、さらなる地域経済の活性化に全力で取り組む所存でございます。

今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 7 月

あぶくま信用金庫

理事長 太田 福裕

あぶくま信用金庫 は、

「スモール・エクセレント・バンク」として
ピンチをチャンスに変え、
小規模でもキラリと光る
金庫を目指して地域
金融機関としての
使命を果たして
まいります。

地域への貢献

信用金庫は地域との繋がりを第一と考え、地域と共に発展することを目指して取り組んでいます。

お客様への支援

お客様へのコンサルティング機能を発揮し、提案・課題解決へ向け積極的に取り組んでいます。

地方創生

地域経済への活性化へ金融面からの支援や市区町村との連携を強化し、地域の復興へ取り組んでいます。

■ 当金庫ロゴマーク



ABUKUMA の A をモチーフとし、柔らかな曲線で「柔軟」「親しみ」を表現しております。

外側の緑色は金庫カラーであり、「安全」「清潔」「クリーン」を意味し、中の丸の橙は「躍動」を意味しております。

■ 70周年記念誌



令和 2 年 5 月に発刊いたしました。

あぶくま信用金庫と地域社会

昭和25年設立当初から一貫して変わることのない「相互扶助」の精神。地域のあらゆるニーズに応え、地域社会のよりよい発展をかなえるために、私たちは今後も健全な経営に取り組んでまいります。



経営理念

あぶくま信用金庫は、地域社会の繁栄と地区住民の豊かな未来を創造します。

基本方針

1. 地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化に全力で取組みます。
1. 職員は、誠意と熱意そして感謝の心で、明るい職場形成に努めます。
1. 堅実・健全な経営に徹し、強固な経営基盤の構築に努めます。

中期経営計画、単年度事業計画

●新中期経営計画

あぶくま『共創力』発揮3ヵ年計画

創立70周年へ向けた飛躍

～地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指して～
期間 平成30年4月～令和3年3月

当金庫の新中期計画は、平成30年4月よりスタートし、計画に掲げた各施策を推進し、地域密着型金融をさらに「深化×進化」させてまいります。

システムのITを推進することにより業務の効率化を図り、地域のお客さまとの接点を増やしお客さまの真に求めているものを理解し提案してまいります。

●令和2年度事業計画

令和2年度の事業計画では、復興ステージの移行に合わせ、下記の重点施策を中心に役職員が一致団結して取り組んでまいります。

重点施策

- ①安定した収益確保に向けた貸出金の増強、および課題解決に対する付加価値の提供
- ②ITの戦略的活用による営業力強化と業務の効率化
- ③若年層およびシニア層に対する取組みの強化
- ④将来へ向けた店舗戦略等の検討
- ⑤働き方改革の推進

特定震災特例経営強化計画

1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化
2. 被災者への信用供与及び支援
3. 被災地域における復興支援
4. その他地域経済の活性化

地域密着型金融推進計画

1. 取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮
2. 地域の面的再生への積極的な参画
3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

CONTENTS

ごあいさつ	2
あぶくま信用金庫と地域社会	3
中期経営計画、単年度事業計画	3

■地域とともに

業績ハイライト	4～5
お客様への支援活動	6～7
地方創生	8
地域貢献活動	9
地域貢献へのあゆみ	10～11
お客様の利便性向上のために	12～13
地域の未来のために	14
人材育成	15
内部管理態勢	16～21
総代会制度について	22～23

■コーポレートデータ

■業績のご報告(資料編)

■営業のご案内

営業店舗のご案内	48～49
しんきんネットワーク	50～51
あぶくま信用金庫のあゆみ	52
預かり資産商品のご案内	53
各種商品のご案内	54～55
各種手数料	56～57
主なサービスのご案内	58

開示項目記載ページ一覧

当金庫の概要 (令和2年3月31日現在)

創 立 年 月 日	昭和 25 年 9 月 12 日
所 在 地	福島県南相馬市原町区 栄町二丁目 4 番地
電 話	(0244)23-5132 (代表)
ホームページ	http://www.abukuma.co.jp/
出 資 金	10,701 百万円
会 員 数	12,336 名
預 金 残 高	287,873 百万円 (譲渡性預金を含みます)
貸 出 金 残 高	90,837 百万円
店 舗 数	17 店舗 (うち出張所 2 カ所)
常勤役職員数	110 名 (役員 6 名、職員 104 名)

*本誌では、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計を表示している欄等との数値が一致しない場合があります。

業績ハイライト

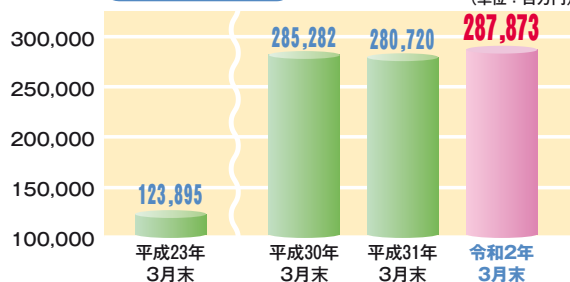
令和元年度は、中期経営計画「あぶくま『共創力』発揮3カ年計画」の2年目を迎え、前年度に引き続き地域密着型金融のより一層の「深化×進化」に取り組んでまいりました。

預金・貸出金の状況

総預金 令和元年度 預金残高 **2,878億円**

創立70周年記念定期の販売により、対前年比71億円増加し、過去最高の期末残高となりました。また、総預金残高のうち個人預金が67.8%を占めております。

預金残高の推移 ※譲渡性預金を含みます。(単位：百万円)

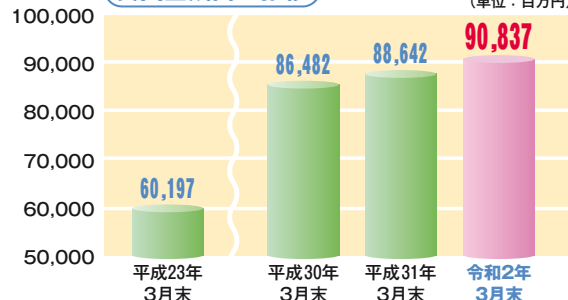


※震災時の計数を参考で記載しております。

貸出金 令和元年度 貸出金残高 **908億円**

地域復興に向けたニーズに対し、企業への資金供給および個人向け融資を積極的に推進した結果、対前年比21億円増加いたしました。

貸出金残高の推移 (単位：百万円)

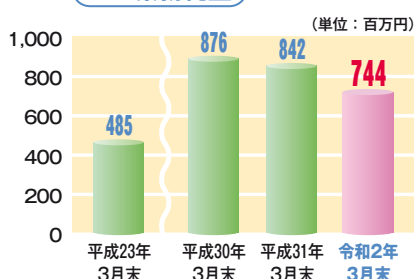


※震災時の計数を参考で記載しております。

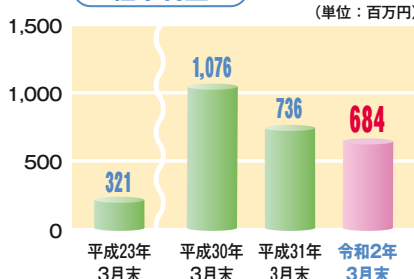
損益の状況

令和元年度の業績は、おかげさまで当期純利益で、**4億6千6百万円**を計上することができました。

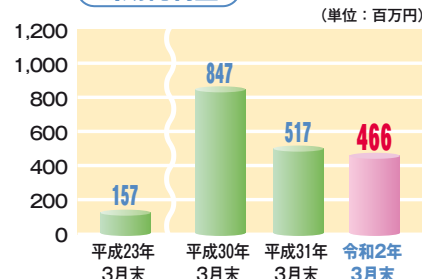
コア業務純益



経常利益



当期純利益



自己資本の状況

令和元年度の自己資本額は、利益の積み上げにより

344億2千2百万円

となり、財務基盤は万全となっております。

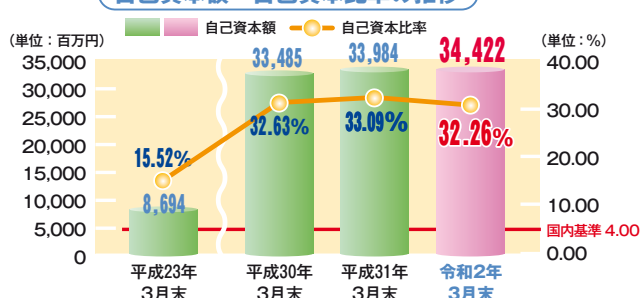
また自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る

32.26%となっております。

自己資本比率について

自己資本比率は、金融機関にとって体質強化の面からも重視されています。金融機関の経営は、資金調達を預金積金などの外部負債に大部分を委ねており、自己資本は外部負債に対する最終担保となるものですから、一般的に自己資本比率が高いほど財務の健全性が高いと言えます。

自己資本額・自己資本比率の推移



不良債権の状況

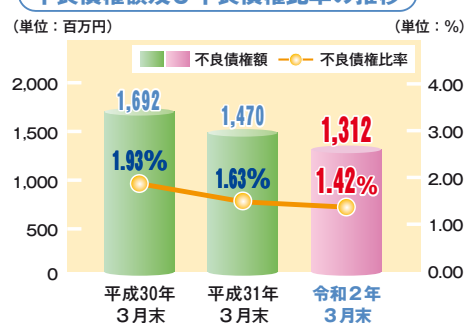
金融再生法ベースの債権区分による不良債権につきましては、

13億1千2百万円となり、不良債権比率は、**1.42%**となりました。

金融再生法開示債権

区 分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
金融再生法上の不良債権	1,692	1,470	1,312
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,272	1,027	484
危険債権	259	365	729
要管理債権	159	77	98
正常債権	86,218	88,462	90,820
債権合計	87,911	89,932	92,132
不良債権比率	1.93%	1.63%	1.42%

不良債権額及び不良債権比率の推移





金融再生法に基づく開示債権の状況

令和2年3月末の金融再生法開示債権の合計額は92,132百万円です。その中で不良債権とされる合計額は1,312百万円となっております。この不良債権に対しては、担保・保証等による保

全額㉔と貸倒引当金㉕の合計額である保全額㉖により89.83%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

(単位：百万円)

区 分		開示残高 ㉑	保全額 ㉖	担保・保証等 による回収 見込額㉔	貸倒 引当金 ㉕	保全率 ㉖ ㉑	引当率 ㉕ ㉑-㉔
金融再生法上の不良債権	平成31年3月末	1,470	1,403	312	1,091	95.49%	94.28%
	令和2年3月末	1,312	1,178	485	693	89.83%	83.87%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成31年3月末	1,027	1,027	189	838	100.00%	100.00%
	令和2年3月末	484	484	151	333	100.00%	100.00%
危険債権	平成31年3月末	365	349	95	253	95.59%	94.04%
	令和2年3月末	729	636	291	345	87.31%	78.89%
要管理債権	平成31年3月末	77	27	27	0	35.15%	0.16%
	令和2年3月末	98	57	42	14	58.39%	26.10%
正常債権	平成31年3月末	88,462	—	—	—	—	—
	令和2年3月末	90,820	—	—	—	—	—
合 計	平成31年3月末	89,932	—	—	—	—	—
	令和2年3月末	92,132	—	—	—	—	—

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

リスク管理債権の合計額は1,298百万円となっております。この債権に対しては、担保・保証等による保全額㉖と貸倒引当金㉕により89.72%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

(単位：百万円)

区 分		残高㉑	担保・保証㉖	貸倒引当金㉕	保全率 ㉖+㉕ ㉑
破綻先債権	平成31年3月末	357	25	332	100.00%
	令和2年3月末	0	—	0	100.00%
延滞債権	平成31年3月末	1,034	258	759	98.44%
	令和2年3月末	1,199	442	664	92.28%
3ヵ月以上 延滞債権	平成31年3月末	2	0	0	21.76%
	令和2年3月末	21	17	3	100.00%
貸出条件 緩和債権	平成31年3月末	74	26	0	35.38%
	令和2年3月末	77	24	11	47.03%
合 計	平成31年3月末	1,469	311	1,091	95.49%
	令和2年3月末	1,298	485	679	89.72%

経営改善支援

令和元年度経営改善支援先の取組み実績

(単位：先数、%)

当金庫では、取引先企業の経営目標や経営課題の解決に向けて、外部専門機関とも連携し、各ステージに合わせたコンサルティング機能を発揮し、最適な提案を行うことにより支援を図っております。

債務者区分	期初 債務者数 A	経営改善支援 取組先 a	aのうち 期末に区分が 上昇した先 β			経営改善 支援取組率 a/A	ランク アップ 率 β/a	経営改善 計画策定率 δ/a
			aのうち 期末に区分が 変化しなかった先 γ	aのうち 経営改善計画 を策定した先 δ				
正常先	674	3	—	2	3	0.4%	0.0%	100.0%
その他要注意先	219	33	2	31	29	15.0%	6.0%	87.8%
要管理先	6	1	—	1	1	16.6%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	6	—	—	—	—	—	—	—
実質破綻先	19	—	—	—	—	—	—	—
破綻先	3	—	—	—	—	—	—	—
合 計	927	37	2	34	33	3.9%	5.4%	89.1%

(注)みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

経営者保証に関するガイドライン

経営者保証に関するガイドラインへの取組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必然性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項 目	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	33件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.20%
保証契約を解除した件数	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

お客様への支援活動

当金庫では、「地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化に全力で取り組む」ことを基本方針とし、さまざまな視点から支援を行っております。

中小企業への支援

創業支援

【事例】地域の新たな産業育成に向けた支援

当金庫は、大熊町が新たな産業の育成と雇用創出に向けて設立した「株式会社ネクサスファームおおくま」への資金支援を行っております。

同社は、令和元年4月に避難指示が解除された大川原地区において、町の住民帰還率の低迷および今後の農業従事者の減少と高齢化を見据え、最新の設備による労働負荷の軽減を図るだけでなく、太陽光や複合環境制御システムによりイチゴの周年栽培を実現させ、安定的な雇用を創出しております。また、福島第一原子力発電所が立地する町であることをふまえ、放射能検査装置による全量検査を実施し、安全性を発信することで町の風評被害の払拭にも努めています。今後も、業界ネットワークを活用して本取組みを支援してまいります。



関係機関との連携による販路拡大支援

【事例】ギフトカタログへの掲載支援

信金中央金庫が企画し、株式会社 三越伊勢丹が運営するギフトカタログ「旬彩カタログ しんさんのつなぐ力」(2020年度版)の掲載商品として株式会社サンエイ海苔様のしじみ海苔詰合せが採用されました。

このカタログは、全国の信用金庫がカタログを購入し、お客様に贈呈する方式を採用しております。全国の信用金庫から推薦されたお取引先が取り扱う商品のみを掲載し、中元・歳暮などの贈答品として活用され商品のPRに繋がっています。



ビジネスマッチ等による販路拡大支援

当金庫は、お取引先の販路開拓・新規仕入先発掘等の支援を行うため、全国の信用金庫ネットワークを活用したビジネスマッチイベントに出展企業様と参加しております。

2019“よい仕事おこし”フェア(令和元年10月7日)



出展企業:株式会社菊池製作所様



出展企業:有限会社キャニオンワークス様



出展団体:飯舘村様

ビジネスマッチ東北2019(令和元年11月7日)



出展企業:合資会社旭屋様



出展企業:株式会社サンエイ海苔様



出展団体:山元町様



企業経営者・後継者への支援

中小企業の人材採用支援

当金庫は、令和元年12月18日に総合人材サービスを提供するパーソルホールディングス株式会社と業務提携をいたしました。

若年層の減少や都市部への流出等により、当金庫のお取引先でも人材確保が経営の課題として挙がっています。パーソルホールディングスグループは、中途採用サービス「ミイダス」と新卒採用サービス「doda キャンパス」を運営しており、「ミイダス」は採用したい人材に企業から直接アプローチすることができるという特徴を持っています。

今後も、同社と連携・協力することで地域の人手不足解消、人材還流による地域経済の活性化に取り組んでまいります。



専門家と中小企業のマッチング支援

当金庫は、令和元年11月28日に販路拡大や生産技術向上といった経営課題を持つお取引先の支援を目的に、「新現役交流会 2.0」に参加しました。

大企業等での経験があるシニア人材「新現役」と中小企業をつなぎ、課題解決の後押しを目的としています。交流会には中小企業診断士の資格を持つ当金庫の職員が同席し、継続的な支援を行っています。



若手経営者・後継者の会「あぶくま元気塾」と連携した支援

当金庫は、お取引先の若手経営者、後継者に対して、各種情報を提供する場として「あぶくま元気塾」を主催しております。

令和元年度の主な活動は、各種マッチングイベントの視察や外部講師による講演会を行いました。



しんぎんアセットマネジメント投信株式会社から講師を迎え、「最近の経済環境と相場見通し」、「資産形成のための投資の考え方」をテーマに講演会を開催いたしました。(令和元年8月9日)



今井 進太郎氏(グローバルマーケティング株式会社 代表)を講師に迎え、「地域創造に必要な3つの力」と題し講演していただきました。(令和元年11月28日)

TKCとの連携による支援



TKC相馬部会様との交流20周年

当金庫では、地域中小企業の持続的な発展をご支援するという趣旨のもと、TKC相馬部会様と交流を続けております。

令和元年11月21日には交流20周年記念式典・祝賀会を挙行之、多くの方々にご参列いただきました。今後もさらに連携を強化し地域の発展に貢献してまいります。

新型コロナウイルス感染症にかかる融資商品のご案内

当金庫では、刻々と変わる状況をふまえ、お客さまの安全・安心を第一に新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、お客さまの状況を理解したうえで、柔軟に資金調達や経営に関するご相談を承っております。

新型コロナウイルス経営対策資金

【商品概要】

- ご利用いただける方／当金庫営業地区内の会員たる資格を有する、法人・個人事業者で、新型コロナウイルスの影響により営業活動に支障をきたしている方
- お使いみち／運転資金・設備資金
- ご融資金額／500万円以内
- ご融資期間／手形貸付 1年以内、証書貸付 10年以内

●ご融資利率／固定金利

10年以内 年1.80%	5年以内 年1.50%	1年以内 年1.00%
-----------------	----------------	----------------

*福島県信用保証協会付の場合(別途、保証料が必要となります)

10年以内 年1.40%	5年以内 年1.10%	1年以内 年0.60%
-----------------	----------------	----------------

- ご返済方法／手形貸付 期日一括返済
証書貸付 元金均等返済(1年以内の元金据置可)
- 保証人／経営者保証に関するガイドラインによる
- 担保／必要により徴求いたします。
- 手数料／当金庫所定の手数料をご負担いただきます。

中小企業制度資金について

当金庫では、地域のお客さまへの資金繰り支援のため、中小企業制度を利用した実質無利子型融資 福島県信用保証協会保証「**新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)**」および宮城県信用保証協会保証「**新型コロナウイルス感染症対応資金**」を取り扱っております。

なお、ご利用の際には市町村の認定証が必要となります。詳しくは、各営業店の窓口または得意先担当者までお問い合わせください。

地方創生

当金庫では、政府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進のため、営業地区内11市町村と「地域密着総合連携協定」を結び、相互連携関係をより一層強化し、地域の復興に取り組んでおります。(令和2年6月末現在)
また、当金庫は、信用金庫ネットワークを活用し、地域の交流人口増加に努めております。

① 地域密着総合連携協定の締結

令和元年度は、営業地区内4町村と地域密着総合連携協定を締結いたしました。



飯館村との締結式
(令和元年8月1日)



大熊町との締結式
(令和元年10月9日)



双葉町との締結式
(令和元年10月30日)



富岡町との締結式
(令和元年12月9日)

② 地方創生に係る商品の販売

地方創生に係る取組みの一環として「地方創生ローン」の取扱いをしております。本ローンは、法人・個人を問わず幅広い方にご利用いただける商品となっております。また、地域密着総合連携協定締結先の市町村において金利優遇の「住宅ローン」、「教育ローン」の取扱いも行っております。

■ 地方創生ローン



■ 住宅ローン



■ 教育ローン



③ 交流人口増加の取組み

令和元年度も信用金庫のネットワークを活用し、地域のPRを行いました。



新宮信用金庫様による視察
(令和元年8月20日)



石巻しんきん経営塾様による視察
(令和元年11月22日)



愛媛信用金庫様による視察
(令和2年1月7日)



東北地区信用金庫協会様による視察
(令和2年2月13日)



地域貢献活動

当金庫では、「地域社会の繁栄と地区住民の豊かな未来を創造する」ことを経営理念とし、地域の「環境・安全・教育・文化」等の活動に対し積極的に取り組んでいます。

地域貢献の取組み

取組み事例1

植林による海岸地域の災害発生時の減災や地域の環境美化による地域貢献

令和元年6月2日、南相馬市小高区において第7回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭に参加しました。

令和元年9月7日には平成29年度の植樹地域、令和元年9月28日には平成30年度の植樹地域の除草作業ボランティアに参加しました。



取組み事例2

スポーツ振興による地域貢献



第3回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会（令和元年7月11日 南相馬市パークゴルフ場）

取組み事例3

各種地域行事への積極的な参加による地域貢献

地域社会への積極的な参加を重要な取組みの一つとして位置づけ、これからも地域行事に積極的に参加してまいります。



相馬野馬追御行列へ参加



相馬野馬追盆踊りパレードへ参加



町地区秋まつりへ参加（新地支店）



取組み事例4

福島県相双地域8市町村魅力ガイドブック「福相双（ふくそうそう）」発刊・寄贈

当金庫は、交流人口の増加に加え風評被害の払拭と震災の記憶の風化防止を目的に、相双地域の8市町村や地元の関係機関の協力のもと、ガイドブック「福相双（ふくそうそう）」を発刊しました。

本ガイドブックは、令和2年2月に全国の信用金庫および商工会議所に発送するとともに、地域の未来に対する各首長の想いが込められたメッセージPVを各市町村に寄贈させていただきました。また、令和2年3月に地元の高校を卒業された生徒に寄贈させていただきました。



地域貢献へのあゆみ

当金庫では、年間を通じて文化的・社会的貢献などに積極的な取組みをしております。

社会貢献への取組み

令和元年6月2日
第7回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭へ参加



令和元年6月17日・10月9日
福島県内信用金庫一斉クリーン作戦を実施

毎年6月と10月に福島県内信用金庫が一斉に清掃活動を実施しています。当金庫は、各店舗周辺の清掃を行いました。



令和元年7月11日
第3回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会を開催

今年度の参加者は前回より増え、291名の方にご参加いただきました。



令和元年7月28日
相馬野馬追御行列へ参加



各営業店にて地域のお祭り等へ参加

- ◆平成31年4月14日
おだか浮舟まつりに参加(小高支店)
- ◆令和元年8月4日
福寿園・さくら荘夏祭りに参加(東支店)
- ◆令和元年8月11日
広野町サマーフェスティバル2019に参加(広野支店)
- ◆令和元年8月14日
相馬盆踊り大会へ参加(相馬支店)
- ◆令和元年8月15日
わたりふるさと夏まつりに参加(亘理支店)
- ◆令和元年11月3日
町地区秋まつりに参加(新地支店)



お客様満足度向上への取組み

平成31年4月1日
全店舗においてWi-Fiサービスを提供

全店舗において Wi-Fi サービス (公衆無線 LAN サービス) の提供を開始しました。各種お手続きの待ち時間に、ぜひご利用ください。

令和元年6月4日～5日
第24回あぶくまくらぶ旅行の実施

下町人情歌舞伎、山形満喫の旅を企画し、お客様にご参加いただきました。



令和元年9月24日
通帳レスサービス「あぶしん通帳アプリ」の取扱開始

お客様のスマートフォンにアプリをインストールし、所定の手続きを行うことで通帳の出入金明細や残高が確認できるようになりました。

令和元年10月5日
本店営業部駐車場のレイアウト変更

お客様の利便性向上のため、本店駐車場のレイアウトを変更し、駐車場内を一方通行としました。以前より駐車しやすくなったと、ご好評いただいております。

令和元年9月10～11日、19～20日
本店・東支店にて
中学生の職場体験学習を受け入れ



各地区において福祉施設等の
清掃作業を実施

- ◆令和元年10月 5日 いいたてホーム
(飯舘村)
- ◆令和元年11月 9日 相馬ホーム(相馬市)
新地ホーム(新地町)
- ◆令和元年11月16日 花ぶさ苑(広野町)
- ◆令和元年11月23日 東洋衛生園(いわき市)
- ◆令和元年11月30日 福寿園(南相馬市)



令和元年11月1日
あぶしんマネースクールを開催

今年度は、南相馬市立原町第一小学校にて開催いたしました。



令和元年12月1日
第32回野馬追の里健康マラソン大会
および第14回ウォーキング大会へ参加

マラソンとウォーキング合わせて18人が
参加しました。



令和2年2月4日
福島県相双地域8市町村
魅力ガイドブック福相双(ふくそうそう)
完成発表会



10月

- 5日～11月30日
各地区において福祉施設
等の清掃作業を実施
- 7日～8日
2019“よい仕事おこし”
フェアへ参加
- 9日 福島県内信用金庫一斉
クリーン作戦の実施
- 9日 大熊町との地域密着
総合連携協定の締結
- 30日 双葉町との地域密着
総合連携協定の締結

11月

- 1日 あぶしんマネー
スクールを開催
- 28日 あぶくま元気塾
講演会の開催
- 28日「新現役交流会
2.0」へ参加

12月

- 1日 第32回野馬追の里
健康マラソン大会および
第14回ウォーキング大会
へ参加
- 9日 富岡町との地域密着
総合連携協定の締結

令和
2年

1月

- 30日～2月19日
各営業部において
友の会・レディース会・
あぶくま元気塾による
総会・新年会の実施

2月

- 4日 福島県相双地域8市町村
魅力ガイドブック福相双
(ふくそうそう)完成発表会
- 27日～28日 福相双(ふくそうそう)を
相双地区内の高校生へ寄贈

3月

令和元年11月28日
「新現役交流会2.0」へ参加

「新現役交流会2.0」へお取引企業と
参加し、新現役と呼ばれるシニア人
材・専門家との面談を行いました。本
交流会は、被災3県に所在する25の
金融機関が参加しており、地域の課
題解決、活性化に向けて支援しており
ます。



福島県8金庫『SDGs共同宣言』

福島県内の8金庫は、国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」の
理念に賛同し、『SDGs 共同宣言』を公表いたしました。

福島県の持続的な発展に向けて、「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」
の3つを重点テーマとし、8金庫が連携して取り組んでまいります。

『宣言』

福島県内の8金庫は、SDGs
の目指す理念に賛同し地域社
会の一員として各金庫の経営
理念および地域特性を踏まえ
ながら福島県の地域経済の持
続的な発展に向け連携して取り
組むことを宣言します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



お客様の利便性向上のために

当金庫では、お客様の利便性向上を図り、気持ちよくご利用いただけるよう様々な取組みを行っております。

利用者満足度アンケート調査の実施

皆様から愛される金融機関を目指し、お客様の満足度をお聞かせいただきたく、例年「お客様アンケート」を実施してまいりました。

これまで、お客様から頂いたご意見をもとに、店舗機能の充実やサービスの向上を図ってまいりましたが、令和元年度はお客様の満足度だけではなく、当金庫に対して何を期待されているかをお聞かせいただきたくアンケートを実施いたしました。

これらの結果やお客様からのご意見を真摯に受け止め、役職員一同より一層の金融サービス向上に取り組んでまいります。

「お客様アンケート」の調査結果について

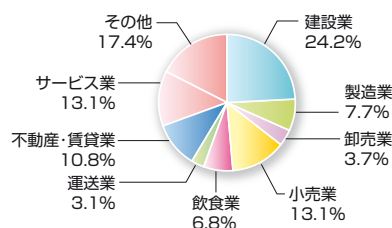
調査対象：当金庫と融資取引のある事業所または個人事業主のお客様 500 先

調査方法：アンケート用紙を訪問配布し、無記名による郵送返信

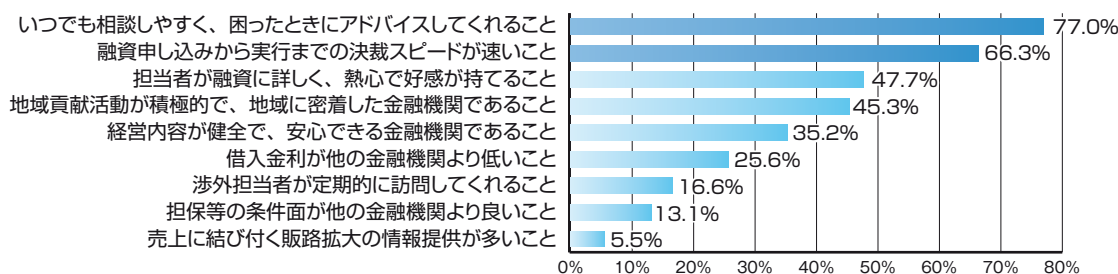
実施時期：令和元年 12 月～令和 2 年 1 月

回 答 数：351 件

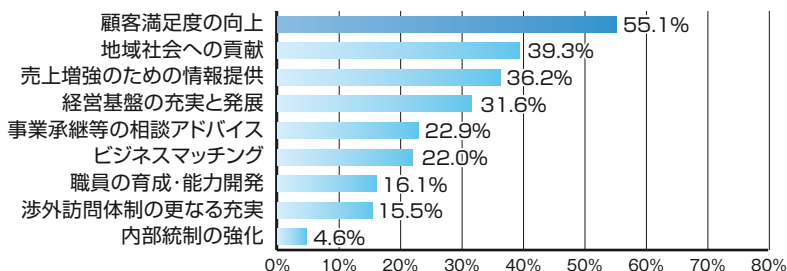
業種別回答比率



(1) 当金庫と融資取引をする上で、重視していることは何ですか？（複数回答あり）



(2) 今後、当金庫へどのようなことを期待なさいますか？（複数回答あり）



今回のアンケートでは、多くのご意見・ご要望などをお聞かせいただきました。今後、アンケート結果をふまえ、お客様のご期待に応えられるよう、職員のスキルアップに努めてまいります。これからも、地域の皆様から頼られる身近な信用金庫を目指してまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

これまでのアンケート等によるご意見・ご要望をふまえた取組み事例

- ATM の設置（南相馬市鹿島区）
- ATM 待合スペースの拡張と待合椅子の設置（東支店）
- 着座式記帳台やローカウンターの設置
- タッチ伝票システムの導入
- 駐車場の拡張・整備（本店営業部・相馬支店・東支店・新地支店）



店舗機能の充実

(1) 本店営業部駐車場のレイアウト変更



令和元年10月5日より、本店営業部駐車場のレイアウトを変更いたしました。本部建物側を入口、ATM側を出口の一方通行にすることにより、スムーズに駐車いただけるようになりました。



(2) 防水板の設置



浸水した相馬支店内部の様子



台風19号の被害後、防水板を設置

令和元年東日本台風（台風第19号）の影響により、相馬支店は床上浸水の被害を受けましたが、東日本大震災の教訓もあり、いち早く復旧態勢をとることができました。お客様や職員に対する安全確保、お客様への滞りないサービス提供のため、相馬支店および小高区役所前店外ATMに防水板を設置いたしました。今後もBCPの見直しを図り、災害等への対策を講じてまいります。

お客様の暮らしをスマートに

(1) あぶしん通帳アプリの提供開始

令和元年9月24日より、いつでも入出金明細や残高をスマホで確認できる「あぶしん通帳アプリ」の提供を開始しました。ご利用は無料で、普通預金をお持ちのすべての個人のお客様がご利用いただけます。



「しんきん通帳」アプリをダウンロードすると

- 口座番号そのままスマホでカンタン登録
口座開設時にご登録いただいているお客様情報や口座情報などにより本人確認を実施します。
- 保有口座を最大5つまで登録できます
登録した口座が「通帳アプリ口座」か「有通帳口座」かが一目でわかります。
- 直近10回分の取引明細が見られます
それぞれの明細をタップすると詳細情報が確認できます。

「しんきん通帳」アプリをダウンロードして、さらにお持ちの口座を通帳アプリにすると

- 最大2年間分の取引明細が見られます
通帳アプリへ切り替え後の取引明細が確認できます。総合口座の場合、総合口座定期預金も閲覧可能です。
- 検索・メモなど便利な管理機能もあります
期間・金額などから明細を探せます。また、明細に書き込んだり、過去の明細を保存したりできます。
- ❗ 通帳アプリ切り替え後は、キャッシュカードのみでのお取引になります。これまで使用していた紙通帳はご利用いただけなくなりますので、記帳してから通帳アプリへお切り換えください。

(2) 無料 Wi-Fi サービスの提供

当金庫では、お客様の利便性向上を図るため、全店舗でWi-Fiサービス（公衆無線LANサービス）を提供しております。各種お手続きの待ち時間に、無料でご利用できますので、ぜひご利用ください。



移動相談会の取組み

東日本大震災および福島第一原発事故により被災されているお客様からの、預金の払い出し等の申し出や各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため、業務推進部内に「お客様サポート室」を設置し、同室のメンバーを中心に移動相談会を開催しております。

※詳しくは、当金庫ホームページの「移動相談会のお知らせ」をご確認ください。

開催場所	開始年月	受付時間	開催頻度	受付人員	業務内容
福島市 県営北沢又団地集会所	平成25年 5月	10:00 ～ 12:00	週1回	2名	1. 相談業務 ・ 既往貸付の返済、 条件変更、新規貸付 ・ 各種相談
二本松市 石倉団地集会所	平成25年 5月	10:00 ～ 12:00	週1回	2名	2. 事務関連業務 ・ 預金の取次ぎ ・ 通帳・カード等の 再発行
郡山市 復興公営住宅東原団地 1号棟集会所※	令和2年 4月	10:30 ～ 12:30	週1回	2名	・ その他

※ 富田町若宮前応急仮設住宅 A 集会所より開催場所変更

地域の未来のために

マネースクールの開催

地域の将来を担う子ども達に楽しみながら「お金」についての知識と理解を深めていただけるよう令和元年度も営業地区内の小学校にてマネースクールを開催いたしました。



マネースクール授業の様子



南相馬市立原町第一小学校5年生約 60 名参加
(令和元年 11 月1日)

インターンシップの受入れ

より多くの学生の皆さんに信用金庫への理解を深めてもらうために、平成 28 年度よりインターンシップの受入れを行っております。

令和元年度も、営業地区内の高校生や大学生に就業体験の機会を提供し、将来のキャリア形成の手助けをさせていただきました。

業務内容をはじめ、信用金庫と銀行の違いや信用金庫が果たす地域での役割、また業務体験等を通して信用金庫が大切にしている地域との絆について理解していただきました。



令和元年度インターンシップ実施の様子

環境活動

住みよい社会を次世代に引き継いでいくため、当金庫は、環境に配慮した事業活動を行っていくことを宣言し、活動しています。

● 融資商品を通じた環境改善

地球環境にやさしいエコカー（ハイブリッド車・電気自動車等）購入の方にはローン金利の優遇を行っております。



● LED照明の使用による環境への配慮

本部および一部の店舗では、照明器具をすべてLEDとし、電力使用量とCO₂の削減により、地球環境へ配慮した店舗としております。



富岡支店

● クールビズ・ウォームビズの継続的な実施

平成20年度よりクールビズ・ウォームビズを継続的に実施しております。



人材育成

コンサルティング機能を強化し、お客様への提案、問題・課題解決をサポートするため様々な研修や資格制度取得により能力向上に努めております。

■ 新入職員研修



入庫前研修の様子

■ メンター制度

平成31年4月より、新入職員（メンティ）の精神面のサポートおよびモチベーション・業務スキルの向上を図るため、メンター制度を導入しています。年齢の近い先輩が良き助言者・相談者（メンター）として新入職員の相談に乗ることで、業務への不安を取り除き、信用金庫人としての育成の一助となっています。



メンター会議の様子

■ 資格取得の奨励

各種通信講座や資格試験の受験を奨励し、試験合格者には奨励金を支給して、スキルアップに対する支援を行っております。

当金庫職員の 主な保有資格

中小企業診断士、証券アナリスト、宅地建物取引士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、2級ファイナンシャル・プランニング技能士

■ 外部講師による勉強会の開催

若手職員のスキルアップを図るために、外部から講師を招いて勉強会を開催しています。実施研修によるスキルアップ、所属店舗へのフィードバック等を目的としています。



若手渉外新規開拓強化研修

■ 役職員による勉強会の開催



働き方改革

当金庫では、「すべての職員が、いきいきとやりがいのある職場環境作り」に取り組んでおります。コミュニケーションを図り、業務の事だけでなく業務以外での悩みごとや困りごとも相談しやすい職場づくりを行っています。

■ 取組み事例

- 積極的な有給休暇の取得
- 事務の効率化（機械化）による定時退勤の推進
- 育児・介護と仕事を両立できる環境づくり
- 健康増進（人間ドック・脳ドック検診の助成）
- ストレスチェック実施によるメンタルヘルスのケア



内部管理態勢

内部統制基本方針

経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る内部統制基本方針を定め、有効に機能させることで適切な経営管理（ガバナンス）態勢を構築してまいります。

業務の健全性・適切性を確保するための態勢

当金庫は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するため、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の

規程に基づき「内部統制基本方針」を定め、その態勢整備により「業務の健全性・適切性を確保」することとし、本方針に従って継続的に整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢

社会的責任と公共的使命を全うするための、全ての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考え、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動し、地域の皆様から信頼され支持されるよう努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任（CSR）と公共的使命を常に自覚し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全・堅実な業務運営に努めております。

また、当金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動しなければならないと認識しております。組織的遵守態勢としては、本部に統括部署を設置、さらには本部各部及び営業部に「コンプライアンス責任者」を配

置し、日常業務における法令等遵守のチェックならびに教育指導を実施しており、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。さらに、公益通報者保護法施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に内部通報制度に関する規程等を定め、コンプライアンス態勢を強化しております。

今後ともより一層のコンプライアンスに基づく行動を徹底し、信頼され選ばれる金融機関として取り組んでまいります。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る諸規定の整備、職員のコンプライアンス研修計画等、コンプライアンスを実現させるための実践計画で単年度更新されます。

- ① 各種研修会等の機会を通じ、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
- ② 臨店指導を実施し、法令等遵守状況等の検証をします。
- ③ 原則として毎月1回以上勉強会を実施し、認識の強化を図ります。
- ④ 本部関係部署と連携を密にし、年4回研修会を実施します。
- ⑤ コンプライアンス・オフィサー認定取得を推進します。
- ⑥ 苦情・クレーム等の発生要因を分析し、結果をフィードバックし、再発防止を図ります。
- ⑦ 年2回定期的に、コンプライアンス定期チェックを実施します。
- ⑧ リーガルチェックの徹底・強化を図ります。
- ⑨ 改正犯罪収益移転防止法の周知と遵守を図ります。
- ⑩ 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の周知と徹底を図ります。
- ⑪ マイナンバー制度の厳格な取扱いの周知徹底を図ります。
- ⑫ 優越的地位濫用防止の周知を図ります。
- ⑬ 利益相反取引の周知を図ります。
- ⑭ コンプライアンス6ヶ条誓約カードを携帯し、遵法精神の涵養を図ります。
- ⑮ コンプライアンス・マニュアルを法改正や金融検査マニュアル廃止、他関連規範に準じた見直しを行います。

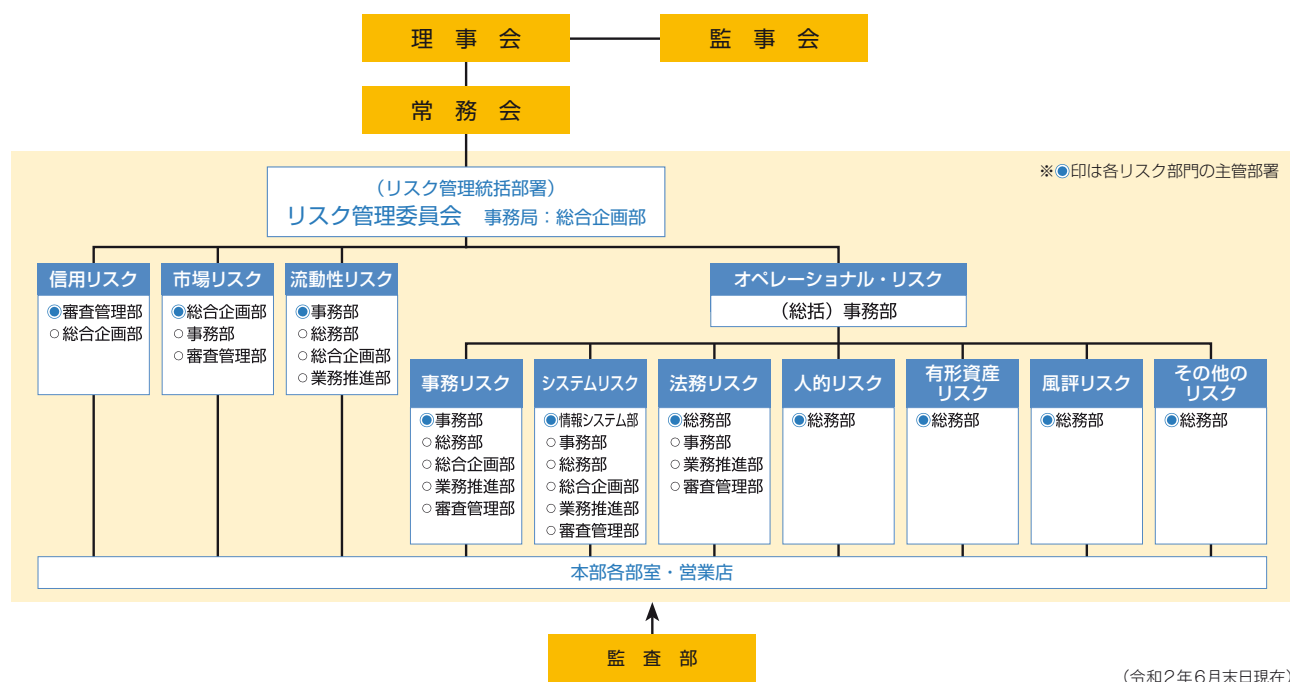


リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しています。こうしたなか、当金庫では、リスク管理を最重要課題と位置づけ、規程、要領の整備を

強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため統合的リスク管理統括部署として、リスク管理委員会を設置し、経営の健全性の維持向上に努めております。

■ リスク管理体制組織図



■ 対象とするリスク

リスクカテゴリー	リスクの説明
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。 ●価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。 ●為替リスク 外国為替相場の変動によって、外貨建資産の円換算での資産価値が変動するリスク。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●資金繰りリスク 当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスクをいいます。 ●事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●システムリスク コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●法務リスク 当金庫の経営や顧客との取引等において、法令や庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、当金庫の信用失墜や法的責任追及を招き損失を被るリスクをいいます。 ●人的リスク 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。 ●有形資産リスク 地震、火災、風水害（台風・大雨・土砂崩れ・洪水）等による災害が発生した場合に、当金庫が保有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、損害・損失を被るリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、損失を被るリスクをいいます。 ●その他のリスク 上記区分に含まれない様々なリスク、例えば犯罪等の偶発的に発生する事故・事件等をいいます。

統合的リスク管理

当金庫では、把握可能なリスクの計量化に努め、その合計である統合リスク量が経営体力以内に収まるようリスクをコントロールすることで健全性を確保すること、及び配分されたリスク資本と結果としてのリターンを対比し、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合

的なリスク管理を行っております。

計測手法は、信用リスク及び市場リスクは VaR（バリュー・アット・リスク）、オペレーショナルリスクは基礎的手法を採用しております。

金融犯罪防止への取組み

近年、預金口座を不正に利用する「振り込め詐欺」等や、偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し等が社会問題となっております。こうした問題に対し、当金庫では、お客さまに安心して

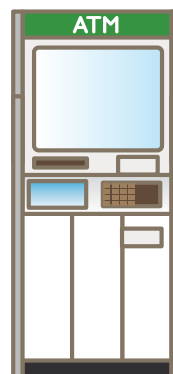
ご利用いただけるよう、各種対策を講じ、セキュリティの向上に努めるとともに、お客様の立場に立った対応を一層強化してまいります。

「振り込め詐欺」等による口座不正利用への対応

- 預金口座開設時に、お客様のご本人確認を徹底しております。
- ATM 等で行われた取引について、不正取引のモニタリングを行っております。
- 万が一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ております。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力のうえ、対応しております。
- 普通預金規程に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しております。
- 携帯電話が還付金詐欺等に利用される事例が多発していることを受け、ATM コーナーでの携帯電話利用を制限させていただいております。

キャッシュカード、ATM等のセキュリティ対応

- キャッシュカードの磁気ストライプ上の暗証番号をクリア
- 窓口及び ATM でのキャッシュカードの暗証番号変更受付
- 偽造キャッシュカードの被害に遭われた方に真摯な対応と説明を行う体制の構築
- 日常のキャッシュカード管理の厳格化等について、ポスター、ホームページ等による啓発
- 平成 18 年 2 月 5 日から 1 日あたりの ATM による引出限度額を 50 万円に一律引き下げ
- キャッシュカードの暗証番号登録・変更時に「推測されやすい番号」を注意喚起するシステムの導入
- キャッシュカード偽造防止のための IC キャッシュカードの導入
- ATM による「異常な取引」をチェックする体制の構築
- ATM に覗き見防止フィルムの貼付け
- ATM に暗証番号入力時、テンキーナンバーのシャッフル化
- 後方確認ミラーの設置
- 詐欺被害防止のため ATM 振込の一部利用制限
(70 歳以上で過去 3 年以上キャッシュカードによる ATM 振込実績がない口座)





お客様からの苦情・紛争等への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

苦情処理の措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しております。苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出ください。

あぶくま信用金庫 総務部

〒 975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目 4 番地
TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601

受付時間 当金庫営業日 9:00 ~ 17:00
受付媒体 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL (03) 3517-5825

受付時間 信用金庫営業日 9:00 ~ 17:00
受付媒体 電話、手紙、面談

紛争解決の措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（東京三弁護士会）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会

東京弁護士会紛争解決センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-0031

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間 9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3595-8588

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-2249

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00



各種方針・指針等

法令等遵守方針

当金庫は、地域金融機関として高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的責任（CSR）と使命を十分に認識し、地域社会から信頼される金庫経営を確立するため、「法令等遵守態勢」の確立を経営方針の柱の一つとして経営課題に掲げ、法令等遵守を重視した企業風土の醸成に努め、新たな法令や諸規則にも適切な対応を図るために、以下のような遵守方針を掲げ態勢強化に努めることとします。

I 法令等遵守に係る方針

1. 公共的使命・社会的責任の遂行

金融機関に求められる公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づく健全かつ適切な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信用・信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な業務運営を図る。

3. 法令に準拠した規程等の整備と正確な事務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務取扱規程等を整備し、更にリスクに強い態勢を整えることによって正確な事務運営を図る。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

5. 不正行為の早期発見と是正

コンプライアンス違反行為の通報及び公益通報者保護法に基づく職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図る。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等を取得します。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項、②営業店窓口係や得意先係が口頭でお客様から取得した事項、③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項、④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項、⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。
 - A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます。）の利用目的（利用目的）
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥

当性の判断のため

- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）
- ⑭信用金庫法施行規則第 110 条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ⑮信用金庫法施行規則第 111 条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため

- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため

- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため

- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため

- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため

- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引店までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正及び利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について、当金庫所定の用紙により開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等、または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。（リンクについて）

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつ



きましては、お取引店または本部までご連絡ください。

金融業務における個人番号及び 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）等に基づき、次のとおり、お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うにあたり、法及び「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当金庫が、策定し別途公表している個人情報保護宣言、当金庫の諸規程を遵守します。

2. 個人番号の利用目的

①当金庫は、お客様の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱います。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。

②当金庫の個人番号の利用目的について、以下にて公表します。

- ・当金庫ホームページ
- ・当金庫営業店に備え付けのパンフレット

3. 安全管理措置

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当金庫は、お客様の特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

5. 照会・苦情等へのご対応

当金庫の特定個人情報等に関する照会や苦情につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 事務部事務管理課 TEL (0244) 23-5132

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商

品の重要事項説明について説明をいたします。

- 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客様に対し、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品をご提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険（年金払を含む）」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりが加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ））
 - 1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。

①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます。）

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - 2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付合計額（以下「保険金額等」といいます。）を次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：月額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関です。会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

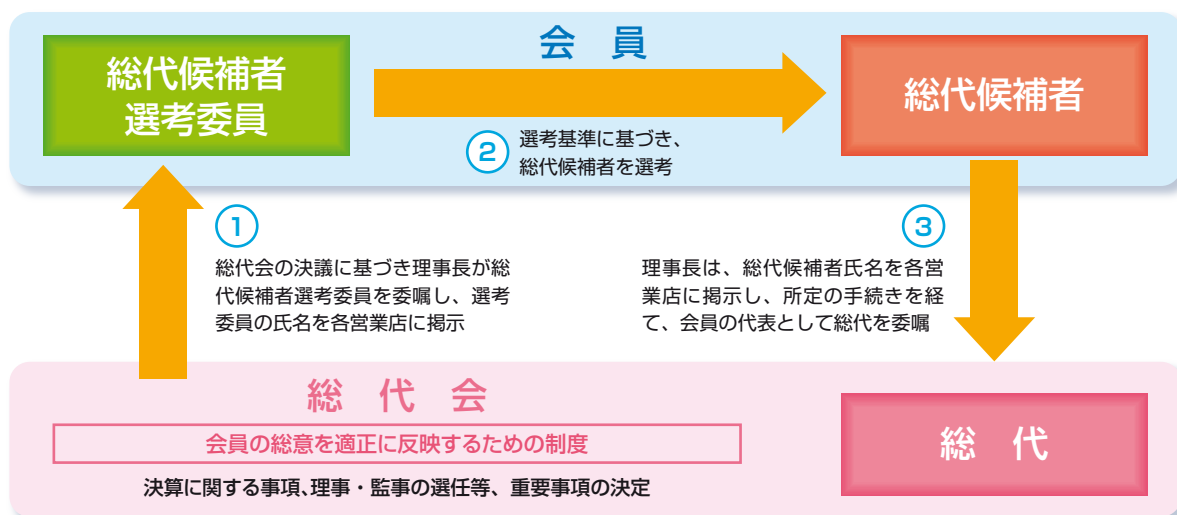
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定年は就任時点で満74歳を超えていない者です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和2年7月16日現在の総代数は100人、令和2年3月31日現在の会員数は12,336人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準^(注1)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。^(注2)
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注1) 総代候補者の選考基準

1. 総代候補者は当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識を持って正しい判断ができる者
 - ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他選考委員が適格と認めた者

(注2) 選考委員の選考基準

1. 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者選考委員の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
 - ② 地域の事情に明るく、人格、識見ともに優れている者
 - ③ その他金庫が適格と認めた者



総代会の決議事項

総代会

令和2年6月15日、第70期通常総代会を開催し、次の事項について報告ならびに付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



●報告事項

(1)第70期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退の件
第3号議案 理事補充選任の件
第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等

（令和2年7月16日現在）

区	総代数	区域別の構成比(%)	氏名 (敬称略、五十音順)
第1区 (南相馬地区)	48名	48.0	本店営業部 26名 太田由美子①・大和田 亨①・片山 高明⑨・鎌田 淳一④・河田祥一郎①・斎藤 健一③・佐藤 篤行⑬・志賀 吉延⑦・庄司 岳洋④・鈴木 昌一⑨・関場 直隆①・相馬ガスホールディングス㈱①・高橋 隆助⑤・長澤 初男③・中島 照夫⑤・林 洋平①・前田 一男③・松本 亮真①・武者 浩幸⑤・森 大輔③・森岡 宏二①・諸井 道雄②・門馬 浩二⑦・横山真由美③・渡邊 隆光⑤・渡部 武裕②
			小高支店 10名 鎌田 淳一④・菅野 保夫⑤・佐々木貞雄③・佐藤大二郎①・志賀 貴幸②・林 靖③・松井 幸一④・三上 隆②・村上 輝実①・横川 徳明⑩
			東支店 9名 井上 禄也①・遠藤 充洋③・鈴木 規義⑦・武田 重成①・但野 英治③・田原 義久⑤・(福)南相馬福祉会②・森 里枝③・門馬 喬③
			飯館支店 3名 齋藤 達夫②・濱田 光弘③・渡邊 守男③
第2区 (福島地区)	3名	3.0	浪江・大熊支店 3名 鈴木 充男④・戸川 聡③・林 富士雄③
第3区 (浪江地区)	10名	10.0	浪江支店 8名 朝田 英洋②・石田 慎一⑥・泉田 征慶⑥・叶 経道⑧・下河邊行高⑤・鈴木 仁根①・前司 昭一④・横山 佳弘⑦ 双葉支店 2名 伊藤 哲雄①・佐々木清一⑥ 富岡支店 6名 猪狩 昭彦③・坂本 邦仁⑨・鈴木 洋一③・西山由美子③・早川 恒久⑤・渡辺 史② 広野支店 4名 猪狩 和見③・大和田幹雄②・根本 功②・吉田 稔③ 久之浜支店 2名 木村謙一郎③・白土 哲也⑦ 夜の森支店 3名 鹿島 栄子③・(福)福島県福祉事業協会④・山本 育男⑥ 大熊支店 1名 井上 文博⑩ いわき支店 6名 岩本 哲児②・大越 俊正③・白岩不二男②・鈴木 健一②・(医)博文会①・半谷 正彦①
第4区 (いわき地区)	22名	22.0	相馬支店 8名 伊藤 昇市①・太田 弘一①・(株)小野中村①・小泉 正人⑤・平間 武義⑦・フレスコ㈱①・鏗建 祐治②・若竹 信雄① 新地支店 4名 遠藤 満③・齋藤 利宏②・目黒 博樹③・目黒 雅夫③ 亘理支店 5名 門澤 俊夫②・齋藤 忠良⑦・高橋 良一②・日幸電機㈱②・安田 健①
第5区 (相馬地区)	17名	17.0	
合計	100名	100.0	

※丸数字は総代の就任回数です。

当金庫の地区を5区の選任区域に分け各選任区域ごとに総代の定数を定めております。

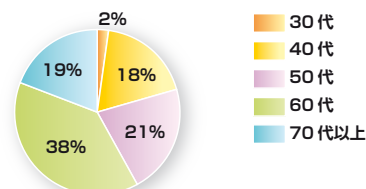
1. 総代候補者選考委員の選任 ① 総代会の決議により、選任区域ごとに
会員の中から選考委員を委嘱
② 選考委員の氏名を店頭に掲示

2. 総代候補者の選考 ① 選考委員が総代候補者を選考
② 理事長に報告
③ 総代候補者の氏名を1週間以上店頭掲示
④ 上記提示について福島民報に公告 ※異議申出期間（公告後2週間以内）

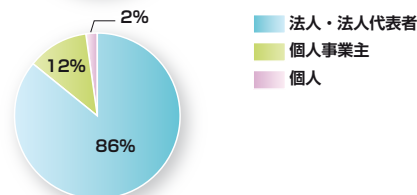
3. 総代の選任
会員から異議がない場合、または選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者
選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者
該当総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上
当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満
(a・bいずれかを選択)
a 他の候補者を選考
b 欠員（選考を行わない）
理事長は総代に委嘱 ※上記2以下の手続きを経て
総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

総代の年代別・職業別・業種別構成比

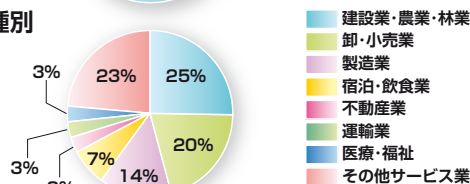
年代別



職業別



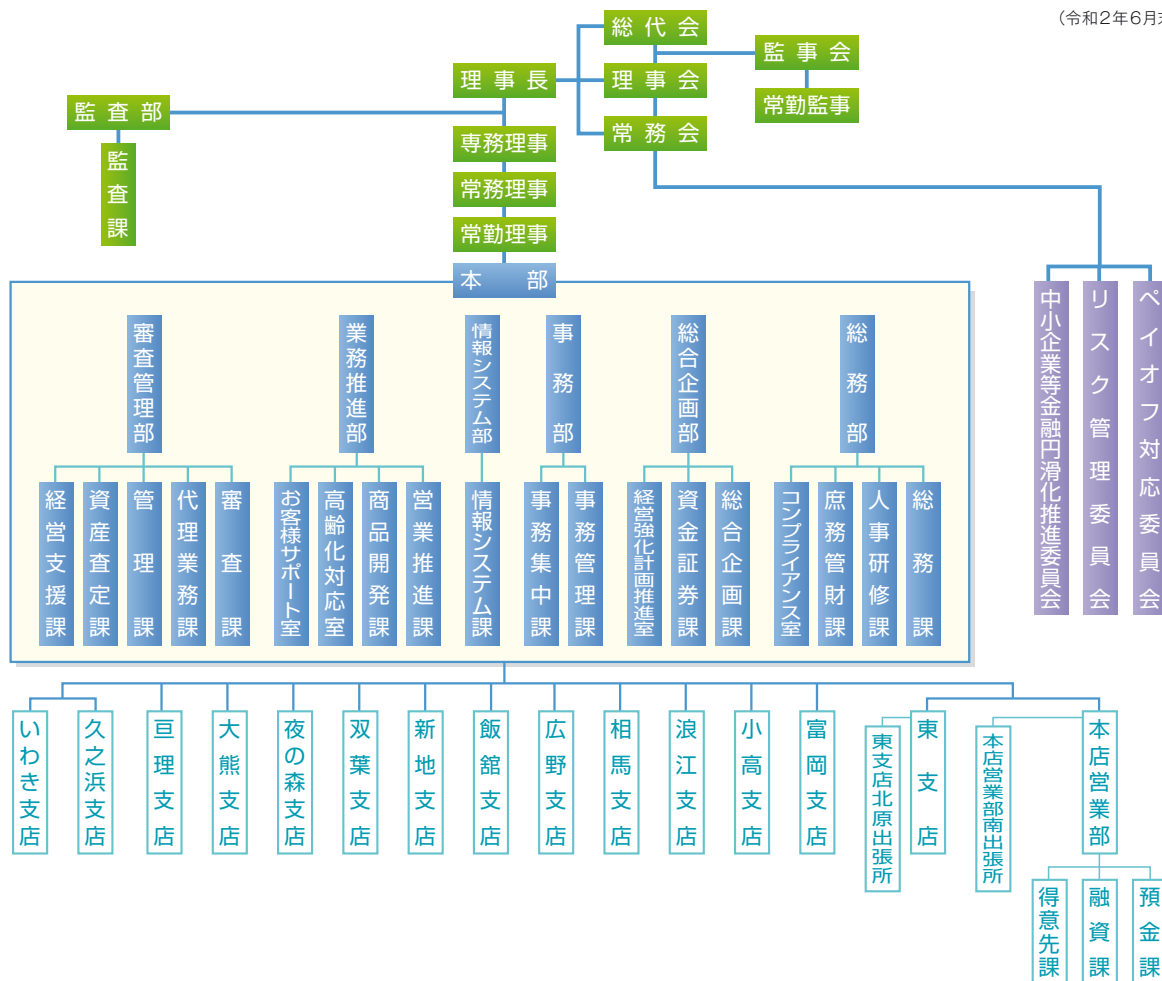
業種別



※年代別の構成比は法人を、業種別の構成比は個人を除きます。

あぶくま信用金庫 組織図

(令和2年6月末日現在)



役員一覧

役員 (令和2年6月末日現在)

理事長 (代表理事)	太田 福裕	非常勤理事 ^{※1}	只野 裕一
専務理事 (代表理事)	渡邊 健一	非常勤理事 ^{※1}	石川 俊幸
常務理事	白岩 剛	常勤監事	佐藤 高義
常務理事	吉野 雄二	非常勤監事 ^{※2}	平間 廣
常勤理事	折笠 晴久	非常勤監事	鈴木 伸之
常勤理事	末永 浩		

※1 「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員の状況及び新卒者採用実績 (令和2年3月末日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
職員数	103人	105人	104人
男性	68人	67人	64人
女性	35人	38人	40人
平均年齢	38歳8月	36歳11月	37歳7月
平均勤続年数	16年4月	14年4月	14年10月
新卒者採用実績	11人	14人	7人



後列 左より/末永 浩 常勤理事、折笠晴久 常勤理事、
 吉野雄二 常務理事、渡邊健一 専務理事、
 白岩 剛 常務理事、佐藤高義 常勤監事
 前列 左より/石川俊幸 非常勤理事、只野裕一 非常勤理事、
 太田福裕 理事長、平間 廣 非常勤監事、
 鈴木伸之 非常勤監事

資料編

CONTENTS

業績のご報告

財務諸表

貸借対照表（資産の部）（負債及び純資産の部）	26
貸借対照表注記事項	27～29
損益計算書／損益計算書注記事項／	
剰余金処分計算書	30
会計監査人の監査	30
役職員の報酬体系に関する情報開示	31

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高（期末残高）／	
預金・譲渡性預金残高（平均残高）／預金者別残高（期末残高）／	
常勤役員1人当たり預金残高（期末残高）／	
1店舗当たり預金残高（期末残高）	32

為替業務の状況

内国為替取扱高	32
---------	----

貸出業務の状況

貸出金科目別残高（期末残高）／貸出金科目別残高（平均残高）／	
貸出金利別残高（期末残高）／貸出金償却の額／	
貸倒引当金の内訳／貸出金業種別・使途別内訳残高（期末残高）／	
貸出金の担保別内訳（期末残高）／債務保証見返の担保別内訳（期末残高）／	
リスク管理債権、金融再生法に基づく開示債権	33～34

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高／	
有価証券の種類別残高（期末残高）／	
有価証券の種類別残高（平均残高）／	
有価証券の残存期間別残高／有価証券の時価情報／	
金銭の信託の時価情報／デリバティブの時価情報	34～35

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率／	
業務純益／	
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り／	
受取利息・支払利息の増減／	
最近5年間の主要な経営指標の推移	36～37

経営指標

利益率／利鞘／預貸率／預証率	37
----------------	----

新しい自己資本比率規制

（バーゼルⅢ国内基準）について	38
-----------------	----

当金庫の自己資本の充実の状況等について

（バーゼルⅢ国内基準

第3の柱に基づく情報開示）

単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項	39
(2) 自己資本の充実度に関する事項	40
(3) オペレーショナル・リスクに関する事項	41
(4) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャー及び 証券化エクスポージャーを除く）	41～43
(5) 信用リスク削減手法に関する事項	43
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	43～44
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項	44
(8) 出資等エクスポージャーに関する事項	45
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	45
(10) 金利リスクに関する事項	45～47

財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
現金	2,340	3,582
預 け 金	151,483	149,531
買 入 金 銭 債 権	1,886	1,853
有 価 証 券	80,613	85,010
国 債	3,780	4,747
地 方 債	16,015	14,396
社 債	42,147	47,088
株 式	1,045	1,154
そ の 他 の 証 券	17,624	17,622
貸 出 金	88,642	90,837
割 引 手 形	90	73
手 形 貸 付	2,328	2,287
証 書 貸 付	84,630	86,934
当 座 貸 越	1,594	1,541
そ の 他 資 産	1,478	1,432
未 決 済 為 替 貸	42	37
信 金 中 金 出 資 金	857	857
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	412	381
そ の 他 の 資 産	165	155
有 形 固 定 資 産	1,329	1,422
建 物	371	350
土 地	763	844
リ ー ス 資 産	10	5
その他の有形固定資産	183	222
無 形 固 定 資 産	23	18
ソ フ ト ウ ェ ア	15	10
その他の無形固定資産	7	7
繰 延 税 金 資 産	—	82
債 務 保 証 見 返	1,051	1,086
貸 倒 引 当 金	△ 1,351	△ 942
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,091)	(△ 679)
資 産 の 部 合 計	327,498	333,915

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
預 金 積 金	273,960	280,433
当 座 預 金	813	981
普 通 預 金	126,194	124,689
貯 蓄 預 金	57	58
定 期 預 金	141,169	149,030
定 期 積 金	4,976	4,828
そ の 他 の 預 金	749	844
譲 渡 性 預 金	6,760	7,440
借 用 金	10,152	9,811
借 入 金	10,152	9,811
そ の 他 負 債	494	315
未 決 済 為 替 借	99	41
未 払 費 用	132	92
給 付 補 填 備 金	4	3
未 払 法 人 税 等	121	42
前 受 収 益	26	24
払 戻 未 済 金	25	14
払 戻 未 済 持 分	2	16
リ ー ス 債 務	10	5
資 産 除 去 債 務	18	18
そ の 他 の 負 債	51	55
賞 与 引 当 金	38	38
退 職 給 付 引 当 金	285	280
役員退職慰労引当金	111	132
睡眠預金払戻損失引当金	1	0
偶 発 損 失 引 当 金	7	10
繰 延 税 金 負 債	57	—
債 務 保 証	1,051	1,086
負 債 の 部 合 計	292,920	299,548
出 資 金	10,714	10,701
普 通 出 資 金	714	701
優 先 出 資 金	10,000	10,000
資 本 剰 余 金	10,000	10,000
資 本 準 備 金	10,000	10,000
利 益 剰 余 金	13,047	13,493
利 益 準 備 金	1,866	1,918
その他利益剰余金	11,181	11,574
特 別 積 立 金	10,200	10,700
(店舗整備積立金)	(600)	(600)
(経営安定特別積立金)	(300)	(300)
(事務機械化積立金)	(100)	(100)
当期末処分剰余金	981	874
会 員 勘 定 合 計	33,762	34,194
その他有価証券評価差額金	816	172
評価・換算差額等合計	816	172
純 資 産 の 部 合 計	34,578	34,366
負債及び純資産の部合計	327,498	333,915

貸借対照表注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～39年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存償却については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、支給員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務の合計額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)
 - 年金資産の額 1,650,650百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
 - 差引額(①-②) △ 131,803百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月31日現在) 0.1083%
- 補足説明
上記(1)③の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該債権に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありせん。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,480百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は1,199百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は21百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は77百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,298百万円です。
なお、上記16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は73百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金(定期預金)	10,000百万円
	信金中金との為替決済取引等の担保
預け金(定期預金)	7,700百万円
	信金中金との当座借越契約及び借入金の担保
預け金(定期預金)	5,000百万円
	信金中金とのしんきん長期固定金利ローンサポート取引の担保
預け金(定期預金)	50百万円
	地方公共団体指定金融機関保証金
有価証券(国債)	1,000百万円(額面金額)
	日本銀行との歳入代理店契約及び相対型電子貸付取引の担保
その他資産(保証金)	0百万円
	地方公共団体指定金融機関差入担保
- 担保資産に対応する債務
- 借入金 9,811百万円
- 出資1口当たりの純資産額 2,048円26銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、統合的リスク管理規程、信用リスクマニュアルに基づき、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、リスク管理委員会を定期的開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引の力

ウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程、市場リスクマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には市場管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするため、信金中央金庫と長期固定金利ローンサポート取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、資産運用規程・細則に従い実施され、リスク管理統括部において、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いてバンキング勘定全体の市場リスク量が把握されるとともに、規程の遵守状況等が管理されております。

これらの運用状況は、定期的に常務会及び理事会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaR (バリュー・アット・リスク) により月次で計測し、また、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、分散共分散法 (保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年) により算出しており令和2年3月31日現在で、当金庫の市場リスク量 (損失額の推計値、相関考慮後) は、全体で4,475百万円であります。また、毎月バックテストングを実施し、計測方法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

上記に加えて、当事業年度より、「銀行勘定の金利リスク」の枠組みに係るリスク量を市場リスク量として計測しております。計測方法については、「信用金庫施行規則第132条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」 (平成26年金融庁告示第8号) において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト (指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる) が生じた場合の時価は10,572百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります (時価の算定方法については (注1) 参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。 ((注2) 参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金 (*1)	149,531	150,174	642
(2) 買 入 金 銭 債 権	1,853	1,853	—
(3) 有 価 証 券	84,977	87,746	2,768
① 売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—
② 満 期 保 有 目 的 的 債 券	29,344	32,112	2,768
③ そ の 他 有 価 証 券	55,633	55,633	—
(4) 貸 出 金 (*1)	90,837		
貸 倒 引 当 金 (*2)	△942		
	89,895	93,878	3,983
金 融 資 産 計	326,258	333,652	7,393
(1) 預 金 積 金 (*1)	280,433	280,595	162
(2) 譲 渡 性 預 金 (*1)	7,440	7,440	—
(3) 借 用 金 (*1)	9,811	9,946	135
金 融 負 債 計	297,684	297,982	298

(*1) 「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」の「時価」には、「簡便な方法により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 「貸出金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利 (LIBOR、SWAP) で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利 (LIBOR、SWAP) で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利 (LIBOR、SWAP) を用いています。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、預入期間が短期間 (1 年以内) で時価が帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利 (LIBOR、SWAP) から割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分		貸借対照表計上額
その他有価証券	非上場株式 (*1)	32
	組合出資金 (*2)	0

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金(*)	88,000	45,950	—	7,000
有 価 証 券	4,601	20,746	18,366	32,001
満期保有目的の債券	599	3,908	4,251	20,584
その他の有価証券のうち満期があるもの(*)	4,001	16,837	14,115	11,417
貸 出 金(*)	6,120	22,184	16,370	37,622
合 計	98,721	88,881	34,736	76,624

(*)期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日以後の返済予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金(*)	118,488	34,782	8	99
譲 渡 性 預 金	7,440	—	—	—
借 用 金	5,624	1,297	1,602	1,286
合 計	131,553	36,079	1,610	1,386

(*)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	1,718	1,986
	地 方 債	5,565	6,164
	社 債	17,177	19,079
	そ の 他	2,782	2,953
	小 計	27,244	30,183
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—
	地 方 債	—	—
	社 債	700	695
	そ の 他	1,400	1,234
	小 計	2,100	1,929
合 計	29,344	32,112	2,768

(2) その他の有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株 式	299	291
	債 券	30,240	29,558
	国 債	3,029	2,998
	地 方 債	8,780	8,532
	社 債	18,430	18,026
	そ の 他	7,010	6,498
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないもの	小 計	37,550	36,348
	株 式	822	1,107
	債 券	10,830	10,994
	国 債	—	—
	地 方 債	49	50
	社 債	10,780	10,944
合 計	そ の 他	6,429	6,946
	小 計	18,082	19,048
合 計	55,633	55,396	236

なお、上記の評価差額236百万円から繰延税金負債64百万円を差し引いた額171百万円及び買入金銭債権の評価差額金0百万円を加算した金額を「その他の有価証券評価差額金」として計上しております。

26. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株 式	228	18	—
債 券	2,400	16	0
国 債	—	—	—
地 方 債	1,097	12	—
社 債	1,302	3	0
そ の 他	1,532	22	60
合 計	4,161	57	61

※その他の売却損の合計には、投資信託の解約額と解約に伴う国債等債券償還損60百万円を含みます。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、17,277百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,532百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	151百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	76百万円
役員退職慰労引当金繰入損金否認	36百万円
減価償却の償却超過額	13百万円
賞与引当金超過額	12百万円
土地減損損失損金否認	11百万円
未払事業税損金否認	6百万円
資産除去債務損金否認	5百万円
偶発損失引当金損金算入限度額超過額	2百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	319百万円
評価性引当額	△170百万円
繰延税金資産合計	149百万円
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	65百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	66百万円
繰延税金負債の純額	82百万円

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	2,885,926	2,667,485
資 金 運 用 収 益	2,444,632	2,350,623
貸 出 金 利 息	1,091,329	1,063,562
預 け 金 利 息	261,393	213,568
有価証券利息配当金	1,066,393	1,047,149
その他の受入利息	25,516	26,342
役 務 取 引 等 収 益	176,926	184,204
受入為替手数料	98,608	102,012
その他の役務収益	78,318	82,192
そ の 他 業 務 収 益	117,172	42,104
国債等債券売却益	101,083	16,726
その他の業務収益	16,089	25,378
そ の 他 経 常 収 益	147,194	90,552
株 式 等 売 却 益	82,756	40,546
その他の経常収益	64,438	50,005
経 常 費 用	2,149,879	1,983,414
資 金 調 達 費 用	93,321	87,158
預 金 利 息	66,475	63,387
給付補填備金繰入額	2,435	2,010
譲渡性預金利息	1,167	1,360
借 用 金 利 息	23,243	20,399
役 務 取 引 等 費 用	108,062	109,021
支払為替手数料	40,145	40,321
その他の役務費用	67,916	68,700
そ の 他 業 務 費 用	10,781	61,975
国債等債券売却損	1,377	887
国債等債券償還損	8,697	60,151
その他の業務費用	706	937
経 費	1,612,508	1,641,330
人 件 費	898,482	891,006
物 件 費	689,464	724,344
税 金	24,561	25,978
そ の 他 経 常 費 用	325,204	83,929
貸倒引当金繰入額	300,000	73,108
貸 出 金 償 却	—	114
株 式 等 売 却 損	19,633	832
株 式 等 償 却	499	—
その他の経常費用	5,070	9,873
経 常 利 益	736,047	684,070
特 別 利 益	4,404	—
その他の特別利益	4,404	—
特 別 損 失	2,874	15,377
固定資産処分損	122	15,377
減 損 損 失	2,752	—
税引前当期純利益	737,577	668,692
法人税、住民税及び事業税	186,090	98,478
法 人 税 等 調 整 額	33,624	103,416
法 人 税 等 合 計	219,715	201,895
当 期 純 利 益	517,862	466,797
繰越金(当期首残高)	463,335	407,781
当 期 末 処 分 剰 余 金	981,197	874,578

損益計算書注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純利益金額 65円83銭
3. その他の経常収益には、損害保険金48,032千円を含んでおります。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	981,197,448	874,578,678
剰 余 金 処 分 額	573,416,412	470,016,204
利 益 準 備 金	52,000,000	47,000,000
普通出資に対する配当金 (年3.00%)	21,416,412	(年3.00%) 21,016,204
優先出資に対する配当金 (年0.00%)	0	(年0.01%) 2,000,000
特 別 積 立 金	500,000,000	400,000,000
(うち、無目的積立金)	(500,000,000)	(400,000,000)
繰越金(当期末残高)	407,781,036	404,562,474

会計監査人の監査

平成30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規程に基づき、清陽監査法人の監査を受けております。

また、令和元年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規程に基づき、中島大公認会計士事務所 公認会計士 中島 大氏及び龍崎則久公認会計士事務所 公認会計士 龍崎 則久氏の監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、財務諸表という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月16日
あぶくま信用金庫

理事長 太 田 福 裕

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、次の事項を定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	97

(注1)対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

(注2)上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注3)令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	813	0.2	981	0.3
普 通 預 金	126,194	44.9	124,689	43.3
貯 蓄 預 金	57	0.0	58	0.0
通 知 預 金	—	—	—	—
別 段 預 金	749	0.2	844	0.2
定 期 預 金	141,169	50.2	149,030	51.7
うち固定金利定期預金	141,161	50.2	149,023	51.7
うち変動金利定期預金	7	0.0	6	0.0
定 期 積 金	4,976	1.7	4,828	1.6
計	273,960		280,433	
譲 渡 性 預 金	6,760	2.4	7,440	2.5
合 計	280,720	100.0	287,873	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金・譲渡性預金残高(平均残高)

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
流 動 性 預 金	128,937	125,576
うち有利息預金	127,914	124,656
定 期 性 預 金	150,676	147,254
うち固定金利定期預金	146,183	142,459
うち変動金利定期預金	7	7
そ の 他	465	461
計	280,079	273,292
譲 渡 性 預 金	7,470	7,662
合 計	287,549	280,954

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：
預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：
預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法 人 預 金	83,276	29.6	92,490	32.1
一般法人	48,484	17.2	51,583	17.9
金融機関	489	0.1	193	0.0
公 金	34,301	12.2	40,712	14.1
個 人 預 金	197,444	70.3	195,382	67.8
合 計	280,720	100.0	287,873	100.0

(注) 譲渡性預金を含みます。

常勤役職員1人当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
預 金 残 高	2,506	2,617

(注) 譲渡性預金を含みます。

1店舗当たり預金残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
預 金 残 高	16,512	16,933

(注) 譲渡性預金を含みます。

為替業務の状況

内国為替取扱高

(単位：百万円)

区 分		平成30年度		平成元年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
為 替	仕 向 為 替	130,709	130,885	132,663	119,231
	被 仕 向 為 替	178,984	145,239	178,931	143,598
代 金 取 立	仕 向 為 替	799	1,254	754	1,145
	被 仕 向 為 替	942	1,660	833	1,612

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,328	2.6	2,287	2.5
証書貸付	84,630	95.4	86,934	95.7
当座貸越	1,594	1.7	1,541	1.6
割引手形	90	0.1	73	0.0
合 計	88,642	100.0	90,837	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,208	2.5	2,035	2.2
証書貸付	84,432	95.8	85,711	96.1
当座貸越	1,384	1.5	1,297	1.4
割引手形	62	0.0	72	0.0
合 計	88,088	100.0	89,117	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金金利別残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
貸 出 金	88,642	90,837
変 動 金 利	25,530	25,250
固 定 金 利	63,112	65,587

貸出金償却の額

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
貸 出 金 償 却 額	—	114

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的 使用	その他	
一般貸倒 引 当 金	平成30年度	232	259	—	232
	令和元年度	259	263	—	259
個別貸倒 引 当 金	平成30年度	1,068	1,091	249	818
	令和元年度	1,091	679	481	609
合 計	平成30年度	1,300	1,351	249	1,051
	令和元年度	1,351	942	481	869

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金業種別・用途別内訳残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分		平成30年度			令和元年度		
		先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
業 種 別	製 造 業	83	2,366	2.6	73	2,047	2.2
	農 業 、 林 業	18	281	0.3	21	266	0.2
	漁 業	3	8	0.0	4	8	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建 設 業	205	4,871	5.4	207	4,846	5.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	25	4,967	5.6	24	6,100	6.7
	情 報 通 信 業	—	—	—	1	19	0.0
	運 輸 業、 郵 便 業	21	1,814	2.0	23	1,814	1.9
	卸 売 業、 小 売 業	128	2,750	3.1	128	2,515	2.7
	金 融 業、 保 険 業	20	15,394	17.3	22	18,089	19.9
	不 動 産 業	129	9,712	10.9	132	10,084	11.1
	物 品 賃 貸 業	1	6	0.0	1	4	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	3	40	0.0	3	29	0.0
	宿 泊 業	26	2,262	2.5	23	1,959	2.1
	飲 食 業	55	832	0.9	56	749	0.8
	生活関連サービス業、娯楽業	38	1,399	1.5	38	948	1.0
	教 育、 学 習 支 援 業	3	72	0.0	3	98	0.1
	医 療 、 福 祉	43	3,087	3.4	41	2,659	2.9
	そ の 他 の サ ー ビ ス	87	1,520	1.7	98	1,354	1.4
	小 計	888	51,389	57.9	898	53,597	59.0
	国・地方公共団体等	22	26,343	29.7	22	26,195	28.8
	個 人	2,669	10,909	12.3	2,594	11,044	12.1
	合 計	3,579	88,642	100.0	3,514	90,837	100.0
使 途 別	設 備 資 金		38,679	43.6		38,320	42.1
	運 転 資 金		49,963	56.3		52,517	57.8
	合 計		88,642	100.0		90,837	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出業務の状況

貸出金の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	288	0.3	359	0.3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	17,428	19.6	16,477	18.1
そ の 他	—	—	—	—
計	17,716	19.9	16,836	18.5
信用保証協会・信用保険	6,946	7.8	7,716	8.4
保 証	885	0.9	838	0.9
信 用	63,094	71.1	65,446	72.0
合 計	88,642	100.0	90,837	100.0

債務保証見返の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	36	3.4	52	4.7
そ の 他	—	—	—	—
計	36	3.4	52	4.7
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	1,014	96.4	1,033	95.1
合 計	1,051	100.0	1,086	100.0

リスク管理債権、金融再生法に基づく開示債権

4～5ページに掲載しております。

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	3,780	4.6	4,747	5.5
地 方 債	16,015	19.8	14,396	16.9
社 債	42,147	52.2	47,088	55.3
株 式	1,045	1.2	1,154	1.3
外 国 証 券	10,288	12.7	10,554	12.4
その他の証券	7,335	9.0	7,068	8.3
合 計	80,613	100.0	85,010	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の種類別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	4,498	5.6	3,746	4.5
地 方 債	15,774	19.6	15,305	18.6
社 債	42,081	52.4	44,496	54.2
株 式	1,027	1.2	1,195	1.4
外 国 証 券	10,005	12.4	10,787	13.1
その他の証券	6,890	8.5	6,508	7.9
合 計	80,279	100.0	82,039	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の残存期間別残高

平成30年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	—	2,059	199	—	519	1,002	—	3,780
地 方 債	369	1,024	2,310	2,575	1,194	8,540	—	16,015
社 債	2,714	5,973	7,135	4,468	3,558	16,861	1,435	42,147
株 式	—	—	—	—	—	—	1,045	1,045
外 国 証 券	503	809	1,114	1,100	597	4,851	1,312	10,288
その他の証券	17	490	265	200	532	—	5,828	7,335
合 計	3,605	10,358	11,024	8,344	6,402	31,255	9,622	80,613

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

令和元年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	502	1,529	199	516	—	2,000	—	4,747
地 方 債	203	1,724	2,712	1,630	992	7,132	—	14,396
社 債	3,394	6,129	6,465	4,267	8,051	17,363	1,418	47,088
株 式	—	—	—	—	—	—	1,154	1,154
外 国 証 券	501	793	711	1,558	779	5,504	704	10,554
その他の証券	—	346	135	289	280	—	6,017	7,068
合 計	4,601	10,522	10,223	8,263	10,103	32,001	9,294	85,010

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券に関する状況

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 別		平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,721	2,036	315	1,718	1,986	267
	地 方 債	5,747	6,399	652	5,565	6,164	598
	社 債	17,581	19,846	2,264	17,177	19,079	1,901
	そ の 他	2,880	3,021	140	2,782	2,953	170
	小 計	27,931	31,304	3,373	27,244	30,183	2,938
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	500	498	△ 1	700	695	△ 4
	そ の 他	1,100	1,057	△ 42	1,400	1,234	△ 165
	小 計	1,600	1,556	△ 43	2,100	1,929	△ 170
合 計		29,531	32,860	3,329	29,344	32,112	2,768

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

種 別		平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	223	218	5	299	291	8
	債 券	35,361	34,397	964	30,240	29,558	682
	国 債	2,059	2,003	55	3,029	2,998	30
	地 方 債	10,268	9,950	317	8,780	8,532	248
	社 債	23,034	22,443	590	18,430	18,026	403
	そ の 他	9,083	8,621	461	7,010	6,498	511
	小 計	44,669	43,238	1,431	37,550	36,348	1,202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	789	935	△ 145	822	1,107	△ 284
	債 券	1,031	1,035	△ 3	10,830	10,994	△ 164
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	49	50	△ 0
	社 債	1,031	1,035	△ 3	10,780	10,944	△ 164
	そ の 他	4,557	4,718	△ 160	6,429	6,946	△ 517
	小 計	6,378	6,689	△ 310	18,082	19,048	△ 966
合 計		51,048	49,927	1,120	55,633	55,396	236

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 評価差額は、償却原価法適用後の帳簿価額と時価の差額から、未受渡の売却損益を控除して、計上しております。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ございません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券
(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
その他有価証券 非上場株式	32	32
その他有価証券 組合出資金	1	0

金銭の信託の時価情報

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 運用目的の金銭の信託 | 該当ございません。 |
| 2. 満期保有目的の金銭の信託 | 該当ございません。 |
| 3. その他の金銭の信託 | 該当ございません。 |

デリバティブの時価情報

- | | | | |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| 1. 金利関連取引 | 該当ございません。 | 4. クレジット・デリバティブ取引 | 該当ございません。 |
| 2. 通貨関連取引 | 該当ございません。 | 5. 株式関連取引 | 該当ございません。 |
| 3. 債券関連取引 | 該当ございません。 | 6. 商品関連取引 | 該当ございません。 |

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 収 支	2,351,311	2,263,465
資金運用収益	2,444,632	2,350,623
資金調達費用	93,321	87,158
役 務 取 引 等 収 支	68,864	75,183
役務取引等収益	176,926	184,204
役務取引等費用	108,062	109,021
そ の 他 業 務 収 支	106,390	△ 19,871
その他業務収益	117,172	42,104
その他業務費用	10,781	61,975
業 務 粗 利 益	2,526,566	2,318,777
業 務 粗 利 益 率	0.76%	0.72%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
業 務 純 益		696,505
実 質 業 務 純 益		700,347
コ ア 業 務 純 益		744,658
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		724,988

(注) 1. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 勘 定	328,307	321,763	2,444,632	2,350,623	0.74	0.73
うち貸出金	88,088	89,117	1,091,329	1,063,562	1.23	1.19
うち預け金	157,140	147,841	261,393	213,568	0.16	0.14
うち有価証券	80,279	82,039	1,066,393	1,047,149	1.32	1.27
資 金 調 達 勘 定	297,845	290,908	93,321	87,158	0.03	0.02
うち預金積金	280,079	273,292	68,910	65,397	0.02	0.02
うち譲渡性預金	7,470	7,662	1,167	1,360	0.01	0.01
うち借入金	10,294	9,951	23,243	20,399	0.22	0.20

(注) 1. 資産運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度217百万円、令和元年度221百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△ 2,483	△ 79,939	△ 82,422	△ 48,728	△ 45,281	△ 94,009
うち貸出金	40,665	△ 74,334	△ 33,669	12,748	△ 40,515	△ 27,767
うち預け金	△ 7,846	△ 40,321	△ 48,167	△ 15,468	△ 32,357	△ 47,825
うち有価証券	9,099	△ 9,360	△ 261	23,379	△ 42,623	△ 19,244
支 払 利 息	△ 284	△ 240	△ 524	△ 2,174	△ 3,989	△ 6,163
うち預金積金	△ 1,645	△ 9,478	△ 11,123	△ 1,670	△ 1,843	△ 3,513
うち譲渡性預金	220	48	268	30	163	193
うち借入金	6,658	3,673	10,331	△ 774	△ 2,070	△ 2,844

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

損益の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益(千円)	3,456,108	3,266,406	2,968,832	2,885,926	2,667,485
経 常 利 益(千円)	1,511,756	1,363,680	1,076,809	736,047	684,070
当 期 純 利 益(千円)	1,134,564	1,260,274	847,838	517,862	466,797
出 資 総 額(百万円)	10,753	10,748	10,738	10,714	10,701
普通出資(百万円)	753	748	738	714	701
優先出資(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出 資 総 口 数					
普通出資(千口)	7,535	7,489	7,385	7,144	7,013
優先出資(千口)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純 資 産 額(百万円)	32,356	33,351	34,101	34,578	34,366
総 資 産 額(百万円)	317,094	326,865	332,045	327,498	333,915
預 金 積 金 残 高(百万円)	277,305	281,278	279,120	273,960	280,433
貸 出 金 残 高(百万円)	71,974	81,909	86,482	88,642	90,837
有 価 証 券 残 高(百万円)	80,816	81,193	81,836	80,613	85,010
出資に対する配当率					
普通出資(%)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
優先出資(%)	0.15	0.11	0.06	0.00	0.01
出資に対する配当金 (出資1口当たり)					
普通出資(円)	3	3	3	3	3
優先出資(円)	15	11	6	0	1
役 員 数(人)	10	10	9	11	11
うち常勤役員数(人)	6	6	5	7	6
会 員 数(人)	13,774	13,704	13,436	12,672	12,336
職 員 数(人)	105	103	103	105	104
単 体 自 己 資 本 比 率(%)	34.06	31.91	32.63	33.09	32.26

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 2. 職員数は期末人員(期末日付退職者を除く)を記載しております。
 3. 優先出資の配当率は、発行価額に対する配当率を表記しております。

経営指標

利益率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.22	0.21
総資産当期純利益率	0.15	0.14

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預貸率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
期 末 預 貸 率	31.57	31.55
期 中 平 均 預 貸 率	30.63	31.71

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利 鞘

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 利 回	0.74	0.73
資 金 調 達 原 価 率	0.56	0.58
総 資 金 利 鞘	0.18	0.15

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預証率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
期 末 預 証 率	28.71	29.53
期 中 平 均 預 証 率	27.91	29.20

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

新しい自己資本比率規制(バーゼルⅢ国内基準)について

【バーゼルⅢ国内基準とは】

バーゼルⅢ国内基準とは、平成26年3月31日から適用開始となった金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。

従来は、平成4年3月末からバーゼルⅠ、平成19年3月末からバーゼルⅡが適用されておりましたが、日本の実情を十分に踏まえつつ、国際統一基準を参考にしたバーゼルⅢ国内基準が適用されることとなりました。

バーゼルⅢ国内基準は3つの柱から成り立っております。

第1の柱

最低所要
自己資本比率

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めております。自己資本比率とは、総資産に占める自己資本の割合で、金融機関の健全性を示す最も重要な指標です。なお、平成26年3月31日から新しい自己資本比率の算式が適用されることとなりました。具体的には、分子の構成では、自己資本の段階構造は廃止され、「コア資本」に一本化されました。また、分母の構成では、信用リスク・アセットにCVA及びCCPリスクが追加されました。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額} \left(\begin{array}{c} \text{コア資本に係る基礎項目の額} \\ - \\ \text{コア資本に係る調整項目の額} \end{array} \right)}{\begin{array}{c} \text{信用リスク・アセットの額の合計額} \\ + \\ \text{(オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\%) \end{array}} \geq 4\%$$

(国内基準適用金融機関)

第2の柱

金融機関の
自己管理と
監督上の検証

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスクや信用集中リスク等)も含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実への取組みを期待されております。また、その取組みについて監督庁は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められております。

第3の柱

市場規律

「第3の柱」では、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての情報開示が求められております。

当ディスクロージャー誌におけるバーゼルⅢ国内基準の開示は、この第3の柱に対応するものです。

開示の詳細につきましては、39～47ページをご覧ください。

用語解説

【BIS規制】

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいいます。BIS規制では、日本を含むG10諸国を対象に、自己資本比率の算出方法や、最低基準などが定められており、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1993年3月から適用されました。

【バーゼル銀行監督委員会】

バーゼル銀行監督委員会は、G10諸国の中央銀行総裁会議によって、1975年に設立されました。通称、バーゼル委員会と呼ばれています。

バーゼル銀行監督委員会は主に、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、オランダ、スイス、スウェーデン、ルクセンブルグ、スペインの銀行監督当局と中央銀行の首席代表者により構成されています。

【国際決済銀行 (BIS: Bank for International Settlements)】

国際決済銀行 (BIS) は、各国の中央銀行が出資する国際機関で、スイスのバーゼルに本部があります。第一次世界大戦後のドイツの賠償処理を円滑に行うために1930年に設立されましたが、第二次大戦後は、中央銀行間の国際金融政策の協調の場として活躍しています。

BISでは、G10諸国の中央銀行総裁会議や年次総会を定期的に開催しています。

当金庫の自己資本の充実の状況等について(バーゼルⅢ国内基準 第3の柱に基づく情報開示)

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)

(単位: 百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,740	34,171
うち、出資金及び資本剰余金の額	20,714	20,701
うち、利益剰余金の額	13,047	13,493
うち、外部流出予定額(△)	21	23
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	260	264
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	260	264
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	34,001	34,436
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16	13
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	16	13
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	33,984	34,422
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	98,020	102,117
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,530	△ 2,928
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,530	△ 2,928
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,663	4,578
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	102,683	106,696
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	33.09%	32.26%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

地域とともに

コーポレートデータ

業績のご報告(資料編)

営業のご案内

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	98,020	3,920	102,117	4,084
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	93,854	3,754	98,087	3,923
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	20	0	20	0
地方公共団体金融機構向け	110	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	867	34	858	34
地方三公社向け	59	2	58	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,385	1,295	32,474	1,298
法人等向け	25,275	1,011	30,091	1,203
中小企業等向け及び個人向け	5,285	211	5,292	211
抵当権付住宅ローン	1,545	61	1,519	60
不動産取得等事業向け	10,957	438	10,430	417
3ヵ月以上延滞等	129	5	80	3
取立未済手形	8	0	7	0
信用保証協会等による保証付	62	2	69	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	1,186	47	1,430	57
出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	1,186	47	1,430	57
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	—	—	—	—
上 記 以 外	15,961	638	15,654	626
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,886	475	11,879	475
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,556	62	1,556	62
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	644	25	383	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	1,873	74	1,835	73
② 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	240	9	168	6
証 券 化	240	9	168	6
う ち S T C 要 件 適 用 分	—	—	—	—
う ち 非 S T C 要 件 適 用 分	240	9	168	6
再 証 券 化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,203	248	5,521	220
マ ッ ク ・ ス ル ー 方 式	6,203	248	5,521	220
マ ッ ク ・ ス ル ー 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 , 2 5 0 %)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,530	△ 141	△ 2,928	△ 117
⑥C V A リスク相当額を8%で除して得た額	140	5	136	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,663	186	4,578	183
ハ. 単 体 総 所 要 自 己 資 本 額 (イ + ロ)	102,683	4,107	106,696	4,267

- (注) 1 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
 2 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要について】

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier I 比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も逓減しており、ほとんど依存しておりません。

用語解説

『抵当権付住宅ローン』

パーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

『証券化エクスポージャー』

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。

(3)オペレーショナル・リスクに関する事項

【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要について】

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、「信用リスク・市場リスクおよび流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスク」と定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会、ペイオフ対応委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

<オペレーショナル・リスク>

$$\frac{7,325\text{百万円} \times 15\%}{3} \div 8\% = 4,578\text{百万円}$$

【オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の計算方法及び算出結果】

<計算式>

$$\frac{\text{粗利益(直近3カ年のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3カ年のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

<直近3カ年の粗利益>

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	3カ年合計
2,526,989	2,435,557	2,363,089	7,325,636

用語解説

・事務リスク ・システムリスク ・法務リスク
・人的リスク ・有形資産リスク ・風評リスク
17 ページ参照

(4)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー区分	信 用 リ ス ク エ ク ス ホ ー ジ ャ ー 期 末 残 高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国 内		317,322	322,929	89,694	91,924	69,279	73,302	118	151	867	288
国 外		10,288	10,554	—	—	10,288	10,554	—	—	—	—
地区別合計		327,610	333,483	89,694	91,924	79,567	83,856	118	151	867	288
製 造 業		3,937	6,185	2,366	2,047	1,008	3,458	—	—	212	—
農 業、 林 業		281	266	281	266	—	—	—	—	—	—
漁 業		8	8	8	8	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		201	298	—	—	201	298	—	—	—	—
建 設 業		5,222	5,555	4,871	4,846	302	693	—	—	47	9
電気・ガス・熱供給・水道業		10,482	12,796	4,967	6,100	5,427	6,576	—	—	—	—
情 報 通 信 業		335	216	—	19	306	181	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		3,980	5,314	1,814	1,814	2,166	3,500	—	—	—	10
卸 売 業、 小 売 業		4,009	4,215	2,750	2,515	1,130	1,614	—	—	149	45
金 融 業、 保 険 業		31,497	33,815	15,394	18,089	15,924	15,512	—	—	8	8
不 動 産 業		10,524	11,473	9,712	10,084	812	1,389	—	—	58	53
物 品 賃 貸 業		6	4	6	4	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門、技術サービス業		44	33	40	29	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		2,262	1,959	2,262	1,959	—	—	—	—	98	—
飲 食 業		1,033	949	832	749	201	200	—	—	—	7
生活関連サービス業、娯楽業		1,399	948	1,399	948	—	—	—	—	281	122
教育、学習支援業		72	98	72	98	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉		3,187	3,063	3,087	2,659	100	404	—	—	—	2
その他のサービス		1,622	1,962	1,520	1,354	101	593	—	—	—	—
国・地方公共団体等		70,321	68,558	26,343	26,195	43,978	42,363	—	—	—	—
個 人		10,909	11,044	10,909	11,044	—	—	—	—	11	28
そ の 他		166,279	164,724	1,051	1,086	7,905	7,068	118	151	—	—
業種別合計		327,610	333,483	89,694	91,924	79,567	83,856	118	151	867	288
1 年 以 下		13,267	13,083	9,662	8,482	3,605	4,601	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		21,235	21,996	10,877	11,474	10,358	10,522	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		22,511	20,932	11,487	10,709	11,024	10,223	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		16,754	16,399	8,410	8,136	8,344	8,263	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		19,010	22,579	12,608	12,476	6,402	10,103	—	—	—	—
10 年 超		64,399	69,623	33,144	37,622	31,255	32,001	—	—	—	—
期間の定めのないもの		170,434	168,871	3,503	3,021	8,577	8,139	118	151	—	—
残存期間別合計		327,610	333,483	89,694	91,924	79,567	83,856	118	151	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、買入金銭債権、その他の銀行勘定等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は33ページを参照願います。

【信用リスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、信用VaRを採用しております。信用VaRは、モンテカルロ・シミュレーションを10万回行うことにより期待損失(EL)及び非期待損失(UL)を算出しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった、経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる、正常先、その他要注先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保・優良保証及び一般担保・一般保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

用語解説

【デリバティブ取引】

株式、金利、為替などの原資産に対し、これらから派生して生まれるいわゆる「派生商品」を対象とする、先渡取引、先物取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引のことです。商品原資産とする商品先物などもあるものの、一般的には金融派生商品を指します。

【クレジットポリシー】

与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものです。

【信用 VaR】

VaR (バリュー・アット・リスク) とは、今後、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内 (信頼水準) で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間のデータをもとに、理論的に算出する値のことをいいます。

信用 VaR は、この計測手法を使用し、貸出金のリスク量を算出する手法です。

【モンテカルロ・シミュレーション】

乱数を用いたシミュレーションを何度も行うことにより近似解を求める計算手法。確率ゲームを含むカジノで有名なモナコのモンテカルロからその名を付けられました。

【期待損失 (Expected Loss)】

一定の保有期間において発生が予想される損失の平均値。一般貸倒引当金でカバーすべき損失と捉えています。

【非期待損失 (Unexpected Loss)】

現在の貸出の全体構造や経済環境を前提とした時、一定の前提で生じる最大損失額から、期待損失を差し引いた額。自己資本でカバーすべき損失と捉えています。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製 造 業	244	197	197	0	37	196	207	0	197	0	－	－
農 業、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	359	213	213	194	211	125	148	88	213	194	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	3	4	4	4	－	－	3	4	4	4	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	10	－	－	－	－	－	10	－	0
卸売業、小売業	124	112	112	75	－	28	124	83	112	75	－	－
金融業、保険業	－	8	8	8	－	－	－	8	8	8	－	－
不 動 産 業	7	18	18	14	－	－	7	18	18	14	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	29	27	27	18	－	－	29	27	27	18	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	284	282	282	124	－	130	284	151	282	124	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、 福 祉	－	214	214	216	－	－	－	214	214	216	－	－
その他のサービス	1	0	0	－	－	－	1	0	0	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	13	12	12	11	0	－	13	12	12	11	－	0
合 計	1,068	1,091	1,091	679	249	481	818	609	1,091	679	－	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	500	77,504	500	77,030
10%	—	10,761	—	10,590
20%	810	162,157	2,267	163,037
35%	—	4,334	—	4,269
50%	10,570	2,513	15,552	4,053
75%	—	5,593	—	5,464
100%	2,628	35,082	2,717	35,515
150%	—	27	—	18
250%	—	2,658	—	2,952
1,250%	—	—	—	—
その他	1,032	7,947	888	7,008
合計	324,124		331,868	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. その他には複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド等)のうち、上記リスク・ウェイト区分に該当しないもののエクスポージャーの額を記載しております。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター(R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

用語解説

『適格格付機関』

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることが出来る格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

『リスク・ウェイト』

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産毎に分類して用います。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		290	369	2,823	3,259	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、信用保証協会、住宅融資保険やしんきん保証基金があります。信用度の評価としましては、信用保証協会や住宅融資保険付保証は政府保証と同様の評価とし、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付による評価をしています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが包含されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、有価証券の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。有価証券については、「資産運用規程」「資産運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。なお、リスク管理態勢の高度化として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的なリスク管理を行っております。

また、本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付のある取引として計測された部分は含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	467	455	467	455
(i) 外 国 為 替 関 連 取 引	56	39	56	39
(ii) 金 利 関 連 取 引	401	397	401	397
(iii) 金 関 連 取 引	—	—	—	—
(iv) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
(v) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—	—
(vi) そ の 他 コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—
(vii) ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	10	17	10	17
② 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	467	455	467	455

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

<オリジネーターの場合>

該当ございません。

<投資家の場合>

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
証券化エクスポージャーの額	1,886	1,853
(i) 住 宅 ロ ー ン	12	3
(ii) 消 費 者 ロ ー ン	371	205
(iii) そ の 他	1,502	1,643

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
0%～15%未満	—	—	—	—
15%～50%未満	1,341	1,053	10	8
50%～100%未満	200	298	4	5
100%～250%未満	345	502	13	20
250%～400%未満	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—
(i) 住宅ローン	—	—	—	—
(ii) 消費者ローン	—	—	—	—
(iii) そ の 他	—	—	—	—

- (注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
但し、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の一致しない場合があります。
2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めており、オリジネーターに該当するものはございません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資産運用規程」「資産運用細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下のとおりです。

<投資>

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権
- 2) 手形債権を裏付とする信託受益権
- 3) リース料債権を裏付とする信託受益権
- 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- 7) 債券を裏付とする信託受益権

【証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称】

当金庫は標準的手法を採用しております。

【証券化取引に関する会計方針について】

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,570	1,570	1,644	1,644
非上場株式等	1,074	1,074	1,071	1,071
合 計	2,644	2,644	2,716	2,716

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 平成30年度より、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」とした部分は含めておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	△ 153	△ 456

【銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によりリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にリスク管理委員会や経営陣による、常務会、理事会等において報告しています。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金に関しては、当金庫が定める「資産査定基準」に準じた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
売 却 益	82	40
売 却 損	19	—
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,640	6,845
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① VaR (バリュー・アット・リスク)について

(単位：百万円)

運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成30年度	令和元年度		平成30年度	令和元年度
貸 出 金	2,137	2,628	定 期 性 預 金	△ 241	△ 397
有 価 証 券 等	2,271	2,455	要 求 払 預 金	△ 328	△ 341
預 け 金	256	293	そ の 他	△ 166	△ 153
そ の 他	15	21			
運 用 勘 定 合 計	4,443	5,111	調 達 勘 定 合 計	△ 665	△ 835
銀 行 勘 定 の 金 利 リ ス ク			平 成 30 年 度	3,949	
			令 和 元 年 度	4,475	

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。
2. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。但し、相殺後の金利リスク量は、「金利リスク・株式変動リスク・為替リスク・その他リスク」を相関考慮しているため、単純相殺値とリスク量は必ずしも一致いたしません。

【銀行勘定における市場リスク管理の方針及び手続の概要について】

金利リスクとは市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、対策を講じる態勢としております。

具体的には、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出するVaR (バリュー・アット・リスク)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、リスク管理委員会と協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計 測 手 法	VaR (バリュー・アット・リスク) [金利観測期間5年、信頼区間99%、保有期間125日]	
計 測 対 象	資産運用及び調達勘定	
コ ア 預 金	対 象	流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
	算定方法	1. 過去5年の最低残高 2. 過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高 3. 現残高の50%相当額 1～3のうち最小の額を上限とする。 令和元年度は3.の現残高の50%相当額が最小となりました。
満 期	2.5年にコア預金全額あると想定	
リ ス ク 計 測 の 頻 度	月次ベース	

用語解説

「VaR (バリュー・アット・リスク)」

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出する手法をいいます。

「コア預金」

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長時間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しています。

「ALM」

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法をいいます。

②IRRBB (金利リスク)について

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,572	11,531	264	
2	下方パラレルシフト	0	0	16	
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	10,572	11,531	264	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	34,422		33,984	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
3. 上記の金利リスク(ΔEVE及びΔNII)の値については、上方・下方パラレルシフトおよびスティープ化のシナリオに基づき計測し、最大値を記載しております。スティープ化については、上方・下方パラレルシフトの値以下だったことから、記載しておりません。
なお、フラット化・短期金利上昇・短期金利低下については、任意の記載のため、記載しておりません。

金利リスクに関する事項

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。(ただし、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

期中においては、リスク管理部がリスクの状況をモニタリングし、定期的にリスク管理委員会及び常務会に報告し、業務運営の状況について詳細に報告のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しています。

(2)金利リスクの算定手法の概要

(ア)開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はありません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	Δ NIIにつきましては、開示初年度につき、記載はありません。

(イ)信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a)金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例などに基づく金利変動としています。

(b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限目安を設定しています。具体的には、リスク毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99.9%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、半期毎にリスク資本の配賦額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

用語解説

『金利ショック』

金利の変化（衝撃）のことで、上下100 ベーシス・ポイント（1.0%）の平行移動などの算出方法があります。

『 Δ EVE』

金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額。

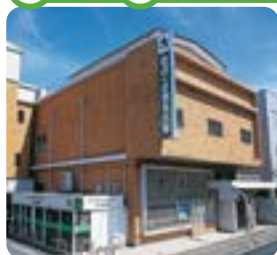
『 Δ NII』

銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額。

営業のご案内

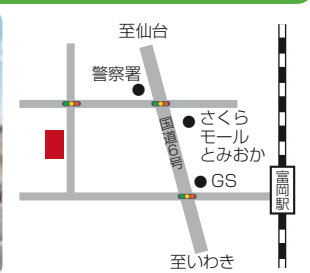
営業店舗のご案内

① 本部 ② 本店営業部



〒975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目4番地
 ① TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601
 ② TEL (0244) 23-5131 FAX (0244) 23-0469

③ 富岡支店



〒979-1112 福島県双葉郡富岡町中央一丁目33番地
 TEL (0240) 22-3161 FAX (0240) 22-1174

④ 小高支店



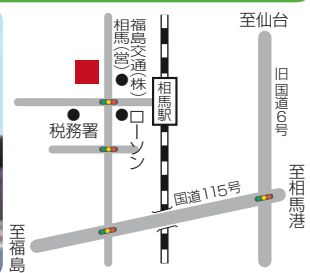
〒979-2111 福島県南相馬市小高区仲町一丁目35番地
 TEL (0244) 44-2151 FAX (0244) 44-5805

⑤ 浪江支店



〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字新町33番地
 TEL (0240) 35-2171 FAX (0240) 34-5526

⑥ 相馬支店



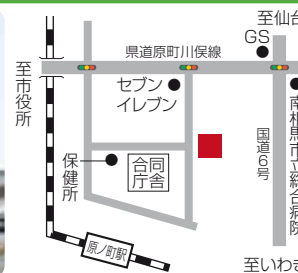
〒976-0042 福島県相馬市中村字錦町2番地8
 TEL (0244) 36-5151 FAX (0244) 36-6180

⑦ 広野支店



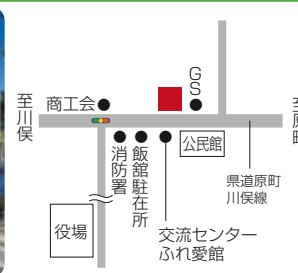
〒979-0403 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字築地22番地1
 TEL (0240) 27-2121 FAX (0240) 27-3330

⑧ 東支店



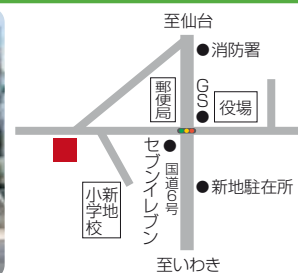
〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目55番地
 TEL (0244) 24-3175 FAX (0244) 24-1647

⑨ 飯館支店



〒960-1801 福島県相馬郡飯館村草野字大師堂74番2
 TEL (0244) 42-1575 FAX (0244) 42-1574

⑩ 新地支店

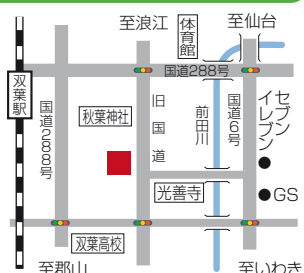


〒979-2702 福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地24番地
 TEL (0244) 62-3431 FAX (0244) 62-3433

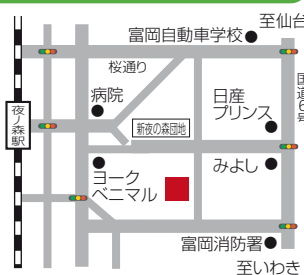
⑪ 久之浜支店 (※令和2年10月12日にいわき支店内に移転いたします。)



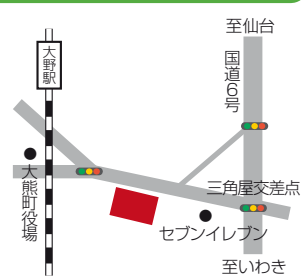
〒979-0333 福島県いわき市久之浜町久之浜字九反坪10番
 TEL (0246) 82-4100 FAX (0246) 82-2780

12 双葉支店（※令和2年6月末日現在、営業を休止しております。）

〒979-1472 福島県双葉郡双葉町大字新山字本町2番地3
TEL (0240) 33-4611 FAX (0240) 33-4666

13 夜の森支店（※令和2年6月末日現在、営業を休止しております。）

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森84番地の5
TEL (0240) 22-6321 FAX (0240) 21-0186

14 大熊支店（※令和2年6月末日現在、営業を休止しております。）

〒979-1305 福島県双葉郡大熊町大字熊字新町500番地2
TEL (0240) 32-7300 FAX (0240) 32-7303

15 亘理支店

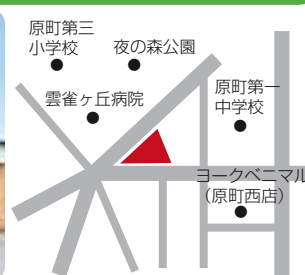
〒989-2351 宮城県亘理郡亘理町字狐塚122番1
TEL (0223) 32-2081 FAX (0223) 32-2084

16 いわき支店

〒970-8033 福島県いわき市自由ヶ丘37番8
TEL (0246) 38-8261 FAX (0246) 28-6001

17 東支店 北原出張所（あぶくましんきんプラザ）

〒975-0037 福島県南相馬市原町区北原字境堀164番地の1
TEL (0244) 25-3641 FAX (0244) 25-3645

18 本店営業部 南出張所

〒975-0015 福島県南相馬市原町区国見町一丁目35番地
TEL (0244) 25-3765 FAX (0244) 25-2730

キャッシュサービスコーナーのご案内（令和2年6月末日現在）

	平日	土曜・日曜・祝日	定期 作成	通帳 繰越	当り くし
2 本店営業部	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	
3 富岡支店	8:00~20:00	8:00~20:00	●	●	
4 小高支店	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	●
5 浪江支店	8:00~20:00	8:00~20:00	●	●	●
6 相馬支店	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	●
7 広野支店	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	
8 東支店	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	●
9 飯館支店	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	
10 新地支店	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	●
11 久之浜支店	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	
15 亘理支店	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	
16 いわき支店	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	
17 東支店 北原出張所 （あぶくましんきんプラザ）	9:30~17:30	9:30~16:00	●	●	
❖ 国見町出張所	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	
❖ フレスコキクチ 鹿島店出張所	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	●
❖ 南相馬市役所出張所	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	●
❖ 小高区役所前出張所	7:00~20:00	8:00~20:00	●	●	
❖ ひろのてらす出張所	8:00~20:00	8:00~20:00	●	●	●
❖ フレスコキクチ 東原町店出張所	7:00~21:00	8:00~21:00	●	●	
❖ フレスコキクチ 山下駅前店出張所	7:00~21:30	8:00~21:30	●	●	●
❖ 笑ふるタウン ならは出張所	9:00~20:00	9:00~20:00	●	●	●
12 双葉支店	福島第一原発事故の 影響により現在稼働しておりません。				
13 夜の森支店					
14 大熊支店					

❖の記載は店舗外ATMサービスコーナーです。

自動機器設置状況

（令和2年6月末日現在）

種類	設置台数	店舗内	店舗外
ATM	29台 （うち稼働26台）	20台 （うち稼働17台）	9台 （全て稼働）

(令和2年3月末現在)

預金残高
(譲渡性預金含む)

1兆9,007億円

融資残高

7,922億円

店舗数

132店舗

従業員数

1,364名

キャッシュサービスコーナー

220カ所 (総設置台数302台)

※上記計数、店舗数、従業員数等は福島県内8信用金庫の合計です。

■福島県内8信用金庫統一商品実績

地方創生支援ローン

2,356件 9,049百万円

職域サポートローン

9,673件 17,211百万円

※上記計数は福島県内8信用金庫の合計です。

◎ 総合力でつなぐ信頼の輪 ◎

地域をつなぐふれ愛ネットワーク

愛する街の復興と福島県の幸せな未来に向かって。県内8つのしんきんは、しっかりとスクラムを組み、地域の皆様と共に励まし合いながら歩んでまいります。

会津
地方



あなたといっしょ、いい未来
会津信用金庫

〒965-0035 会津若松市馬場町2-16
TEL.0242-22-7551
http://www.aizu-shinkin.jp

●会員数 24,287名 ●従業員数 138名
●店舗数 18店
●キャッシュサービスコーナー 22カ所

中通り
地方



暮らしのとなり、いつもふくしん
福島信用金庫

〒960-8660 福島市万世町1-5
TEL.024-522-8161
https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/

●会員数 34,180名 ●従業員数 324名
●店舗数 24店
●キャッシュサービスコーナー 44カ所

中通り
地方



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

〒964-0807 二本松市金色久保227番地9
TEL.0243-23-3660
http://www.matsushin.jp/

●会員数 16,010名 ●従業員数 97名
●店舗数 7店
●キャッシュサービスコーナー 14カ所

中通り
地方



あなたのあしたに...まごころ/ンク
郡山信用金庫

〒963-8630 郡山市清水台2-13-26
TEL.024-932-2222
https://www.gunshin.co.jp/

●会員数 24,075名 ●従業員数 180名
●店舗数 19店
●キャッシュサービスコーナー 34カ所

中通り
地方



今日も 明日も 幸福つないで
白河信用金庫

〒961-8601 白河市新白河1-152
TEL.0248-23-4511
http://www.shirakawa-shinkin.jp

●会員数 23,078名 ●従業員数 160名
●店舗数 16店
●キャッシュサービスコーナー 31カ所

浜通り
地方



あなたの街の親近バンク
あぶくま信用金庫

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2-4
TEL.0244-23-5132
http://www.abukuma.co.jp/

●会員数 12,336名 ●従業員数 110名
●店舗数 17店
●キャッシュサービスコーナー 24カ所

中通り
地方



地域をつなぎ、地域と共に歩む
須賀川信用金庫

〒962-0054 須賀川市牛袋町121番地1
TEL.0248-75-3172
https://www.sushin.co.jp

●会員数 19,591名 ●従業員数 180名
●店舗数 14店
●キャッシュサービスコーナー 19カ所

中通り
地方



今日も 明日も 幸福つないで
白河信用金庫

〒961-8601 白河市新白河1-152
TEL.0248-23-4511
http://www.shirakawa-shinkin.jp

●会員数 23,078名 ●従業員数 160名
●店舗数 16店
●キャッシュサービスコーナー 31カ所

浜通り
地方



街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

〒970-8026 いわき市平字二丁目10
TEL.0246-23-8500
http://www.shinkin.co.jp/himawari

●会員数 26,057名 ●従業員数 175名
●店舗数 17店
●キャッシュサービスコーナー 32カ所

地域と共に歩む信用金庫 6/15は信用金庫の日です。

昭和26年6月15日に信用金庫法が施行されたのを記念して「信用金庫の日」と定めております。県内8つの信用金庫は一斉清掃活動を6月と10月の年2回実施しております。

福島県内8信用金庫のATMご利用手数料が

365日

終日無料

- 対象カード／福島県内8信用金庫が発行するすべてのカード
- 対象ATM／福島県内8信用金庫が設置する店舗内・店舗外ATM
- ご利用内容／お預入れ・お引出し

知ってトクする

しんきんのPRコーナー

しんきんのキャッシュカードがあれば全国ゼロネット加盟のしんきんATMで、平日・土曜日の手数料が無料です。

しんきんATM
ゼロネットサービス
ZERO net SERVICE

手数料ゼロ

0

平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00



信金中央金庫

Shinkin Central Bank

— 信用金庫のセントラルバンク —

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として昭和25年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の令和2年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約33兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献

信金中金

運用資産 約39兆円
単体自己資本比率
(国内基準) 25.18%
単体不良債権比率 0.27%

上記計数は、令和2年3月末現在

信用金庫

預金量 約145兆円
信用金庫数 255金庫
役職員数 約10万人

上記計数は、令和2年3月末現在

強固なネットワーク

信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチング
- 信用金庫顧客の海外進出支援
- 個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- 地域創生やフィンテックの活用など

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ

証券業務

しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)

金融関連業務

マネジメント投信(株)
しんきんアセット
信金ギャランティ(株)
信金キャピタル(株)

その他業務

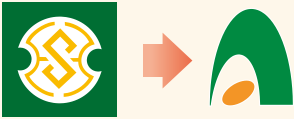
(株)しんきん情報
システムセンター
信金中金ビジネス(株)

邦銀トップクラスの格付

(令和2年4月末現在)

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

あぶくま信用金庫のあゆみ

昭和 20年～	昭和25年9月12日	原町信用組合として発足
	昭和28年6月11日	原町信用金庫に改組
	昭和28年12月24日	富岡支店 開設
昭和 30年～	昭和31年9月1日	小高支店 開設
	昭和37年11月4日	本店営業部 新築移転開始
昭和 40年～	昭和40年10月4日	浪江支店 開設
	昭和44年10月13日	相馬支店 開設
	昭和49年3月11日	広野支店 開設
昭和 50年～	昭和54年1月29日	東支店 開設
	昭和57年10月4日	飯舘支店 開設
	昭和58年12月6日	新地支店 開設
	昭和59年9月1日	あぶくま信用金庫に名称変更
昭和 60年～	昭和60年11月5日	山元支店 開設
	昭和61年11月11日	久之浜支店 開設
	昭和63年6月20日	双葉支店 開設
平成 元～	平成3年1月17日	本部 新築落成
	平成7年11月13日	広野支店 新築移転開始
平成 10年～	平成10年5月18日	夜の森支店 開設
	平成10年11月18日	南相馬市役所出張所 店外ATM稼働開始
	平成10年11月20日	国見町出張所 店外ATM稼働開始
	平成11年10月1日	インターネットホームページ開設
	平成12年3月27日	日本銀行との当座預金取引開始
		創立50周年記念式典挙行 金庫ロゴの変更
	平成12年8月26日	
	平成12年12月	預金量1,000億円突破
	平成13年10月1日	日本銀行歳入代理店として 取扱業務開始(本店営業部のみ)
	平成14年10月1日	生命保険窓口販売業務取扱開始
	平成15年3月12日	個人向け国債等の募集業務取扱開始
	平成15年12月16日	国民生活金融公庫 業務連携・協力に関する覚書締結
	平成16年11月25日	フレスコキクチ東原町店出張所 店外ATM稼働開始
	平成17年11月15日	中小企業金融公庫 業務委託契約締結
	平成17年12月20日	農林漁業金融公庫 業務連携・協力に関する覚書締結
	平成18年3月15日	(株)ゆめサポート南相馬 業務連携・協力に関する覚書締結
	平成19年5月13日	東支店 北原出張所 (あぶくましんきんプラザ) 営業開始
	平成19年6月17日	相馬支店 サンデーバンキング営業開始
	平成19年10月17日	県信用金庫協会と福島大学、 産学連携協力協定を締結

平成 20年～	平成20年8月26日	本店営業部 南出張所 (南相馬市原町区国見町) オープン
	平成21年11月4日	小高区役所前出張所 店外ATM稼働開始
	平成22年3月23日	新富岡支店 移転営業開始
	平成22年10月12日	大熊支店 開設
	平成23年12月15日	営業地区をいわき市全域へ拡張
	平成24年2月20日	改正金融機能強化法に基づき、 公的資金200億円を導入
	平成24年3月5日	いわき支店 開設
	平成24年3月27日	亘理支店 開設
	平成24年6月4日	小高区役所前ATM再開
	平成24年11月5日	いわき支店 新店舗開店 (いわき市自由ヶ丘)
	平成25年2月18日	でんさいネット取扱開始
	平成25年3月27日	小高支店 営業再開
	平成25年7月7日	いわき支店 サンデーバンキング営業開始
	平成25年7月16日	山元支店を亘理支店に統合
	平成25年7月31日	営業地区拡張の認可取得 (中通り地区・6市5町1村)
	平成27年10月4日	亘理支店 サンデーバンキング営業開始
	平成27年11月13日	宮城県亘理町と「地域密着総合連携 協定」の締結
	平成27年12月17日	相馬市と「地域密着総合連携協定」の締結
	平成28年2月29日	南相馬市と「相互連携協力に関する 協定書」の締結
	平成28年3月5日	ひろのてらす出張所 店外ATM 稼働開始
	平成28年3月15日	新地町と「地域密着総合連携協定」の締結
	平成28年3月30日	浪江町と「地域密着総合連携協定」の締結
	平成28年4月25日	広野町と「地域密着総合連携協定」の締結
	平成28年6月30日	楮葉町と「地域密着総合連携協定」の締結
	平成28年7月12日	浪江支店 営業再開
	平成28年10月27日	フレスコキクチ山下駅前店出張所 店外ATM稼働開始
	平成28年11月21日	富岡支店 ATM再稼働
	平成29年3月27日	富岡支店 営業再開
	平成29年4月20日	フレスコキクチ鹿島店 店外ATM稼働開始
	平成29年8月1日	個人向け信託商品の取扱開始
平成 30年～	平成30年6月26日	笑ふるタウンならは 店外ATM稼働開始
	平成30年10月9日	ATMによる即時振込取扱時間の拡大
令和 元～	令和元年8月1日	飯舘村と「地域密着総合連携協定」の締結
	令和元年10月9日	大熊町と「地域密着総合連携協定」の締結
	令和元年10月30日	双葉町と「地域密着総合連携協定」の締結
	令和元年12月9日	富岡町と「地域密着総合連携協定」の締結

預かり資産商品のご案内

当金庫では、お客様のライフサイクルに合わせた商品をご用意しております。

お客様の安定的な資産形成のために



平成30年1月より、少額からの長期・積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」の取扱いを開始いたしました。

注意事項

- 投資信託は、預金・保険契約ではありません。
- 投資信託は、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象外です。
また、当金庫が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 元本及び利回りの保証はありません。
- 詳しくは、取扱窓口または得意先係までお問い合わせください。

ご自身・ご家族の将来の準備やもしもの時の備えのために

平成29年8月より、お客様の円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えするため、個人向け信託商品しんきんの相続信託「こころのボタン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを開始いたしました。

(※信金中央金庫による元本保証、かつ預金保険の対象商品となります。)

しんきん相続信託 こころのボタン

ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できます。

ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族にのこす金額および受取方法をあらかじめ指定できます。
お客様に万が一のことがあったとき、ご家族が安心して生活できるよう、こころを込めて今のうちからご自分の資金の承継について準備をしてみませんか。



大切なご家族等へ、
あなたのこころを
お届けします。

しんきん暦年信託 こころのリボン

お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ生前贈与をサポートします。

お客様が贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。
こころを込めて、贈与を受ける方にお客様の気持ちを伝えてみませんか。



当金庫では、主に下記の個人年金保険・医療保険・定期保険・傷害保険をお取扱いいたしております。



個人年金保険
& LIFE 個人年金保険
三井住友海上あいおい生命
保険株式会社

セカンドライフの資産形成のお手伝いをする個人年金保険商品です。



医療保険
& LIFE 新医療保険 Aプレミア
三井住友海上あいおい生命
保険株式会社

万一の「病気」や「ケガ」に備えるための保険商品です。



医療保険
ハローキティの医療保険
フコクしんらい生命
保険株式会社

万一の「病気」や「ケガ」に備えるための保険商品です。



定期保険
ハローキティの定期保険
フコクしんらい生命
保険株式会社

一定期間大きな保障が得られる保険商品です。



傷害保険
窓販 シニアサポーター
共栄火災海上
保険株式会社

もしもの時の「ケガ」に備えるための保険商品です。



終身保険
しんきんらいふ 終身FS
フコクしんらい生命
保険株式会社

万一の場合、ご家族のために備える保険商品です。

注意事項

- 保険商品は、預金等ではありません。(預金保険制度および投資者保護基金の対象外です。)
- また、保険金や解約返戻金等が払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額されることがあります。
- ご検討にあたっては、商品パンフレット等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、取扱窓口または得意先係までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

令和2年6月末日現在

各種商品のご案内

ご 預 金

(令和2年6月1日現在)

種 類	内 容 ・ 特 色	お預け入れ額	期 間
当 座 預 金	小切手、手形などをご利用いただく預金です。出し入れの多い商店、会社の商用に最適です。	1円以上	出し入れ自由
普 通 預 金	サイフや家計簿替わりに、お気軽にご利用いただけます。公共料金、クレジット代金等の自動振替、年金、給与自動受取、ATM（現金自動預払機）の口座としても便利です。	原則として 1円以上	出し入れ自由
決済用普通預金	お利息はつきません。預金保険法により全額保護されます。公共料金、クレジット等の自動振替、年金、給与自動受取、ATM（現金自動預払機）の口座としてもご利用いただけます。		
定期性総合口座	「ためる・使う・借りる」を一冊にした通帳。イザという時には、定期預金、スーパー定期預金としてお預かりの90%以内、最高500万円まで自動的にご融資させていただきます。	(普通預金) 1円以上	出し入れ自由
		(定期性預金) 100円以上	自動継続定期
貯 蓄 預 金	定期預金よりも便利に自由に使い、30万円型と10万円型の2タイプから計画に合わせてお選びください。使いながら上手に殖やせます。	1円以上	出し入れ自由
通 知 預 金	お預け入れは5千円からで7日以上お預けいただき、ご入用の2日前にお知らせいただけます。	5,000円以上	7日以上
定 期 預 金	一番確かで有利な利率の預金です。まとまったお金を大きく育てる、長期計画の財産づくりに最適です。		
大口定期預金 自由金利型定期預金	まとまった資金の有利な運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上 5年以内
スーパー定期預金 自由金利型定期預金	分散している預金、まとめませんか。証書式と通帳式の2つの方式があります。総合口座定期、通帳式定期はATM（現金自動預払機）でお預入れが可能です。	100円以上	1ヵ月以上 5年以内
期日指定定期預金	1年複利で最長3年の預金です。1年経過後1ヵ月前のご連絡でお引き出し自由。一部だけお引き出しもできます。(個人の方のみ)	100円以上 300万円未満	最長3年 最初の1年は据置
変動金利定期預金	6ヵ月毎に適用利率が変更になります。半年複利型(個人の方のみ)は、半年毎のお利息がそのまま複利運用され満期時にまとめてお受取いただけます。	100円以上	1年以上 3年以内
積立定期預金	積立期間中は、おいくらでも何回でも積立できます。しかもスーパー定期の利率が適用されます。	100円以上	据置期間1ヵ月を含めて6ヵ月以上 15年以内
消費税専用積立 楽しく納税「納くん」	消費税納入のお手伝い。1ヵ月何回でもご入金ができ、お利息は定期預金利率が適用されます。	10,000円以上 10,000円単位	据置期間1ヵ月を含めて6ヵ月以上 1年以内
あぶしん年金 定期預金	当金庫に年金自動振込のご契約をいただいているお客様を対象にスーパー定期1年ものの金利に0.2%を上乗せした定期預金です。お一人様1,000万円までとなっております。(1年物自動継続)	100円以上 1,000万円以内	1年
定 期 積 金 ス ー パ ー 積 金	毎月一定日に一定額をお積立。着実にプランを育てる未来への近道です。はじめませんか、未来への第一歩。	1,000円以上	6ヵ月以上 5年以内
子育て応援定期積金 ファミたん しんきん定期積金	「福島県子育て応援パスポート事業」に協賛し、店頭表示金利に+0.5%でご契約いただけます。「ファミたんカード」をご提示ください。ただし、毎月の積立金は1世帯50,000円が限度となります。	10,000円以上 50,000円以内	3年以上 5年以内
譲 渡 性 預 金	譲渡禁止の特約がない預金です。 ※預金保険制度の対象商品ではありません。	5,000万円以上 1,000万円単位	2週間以上 2年以内

ご融資

(令和2年6月1日現在)

	種 類	お使いみち	ご融資限度額	期 間	担保・保証人	
お住いの夢とこれからの「ゆとり」のために	住宅ローン	新変動金利型（新短プラ運動）	住宅の新築増改築、住宅用の土地購入など	5,000万円	30年以内	不動産担保 保証人1名以上
		中古住宅専用「りらいと」	中古住宅購入及びそれに伴う付帯工事など （ただし、昭和58年4月1日以降の登記物件）	3,000万円	20年以内	不動産担保 保証人1名以上
		借換専用「りらいふ」	住宅ローンの借換	3,000万円	借換住宅ローンの融資期間から、最長10年延長可	不動産担保 保証人1名以上
		しんきん保証基金保証付	住宅の新築増改築、中古住宅購入、住宅ローンの借換、住宅用の土地購入など	8,000万円	1年以上35年以内	不動産担保 一般社団法人しんきん保証基金の保証
		全国保証(株)保証付	住宅の新築増改築、中古住宅購入、住宅ローンの借換、住宅用の土地購入など	10,000万円	2年以上～35年以内	不動産担保 全国保証(株)の保証
		無担保住宅借換ローン	住宅ローンの借換	50万円～2,000万円 （対象ローンの残高まで）	6ヵ月～20年以内 （対象ローンの残存期間に3年加算した期間まで）	無担保 原則、保証人不要 (株)ジャックスの保証
		無担保住宅ローン	住宅の新築増改築、中古住宅購入、住宅ローンの借換など	1,500万円	3ヵ月以上～20年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証
		リフォームプラン	増改築、修繕及びそれに伴うインテリア購入など	1,000万円	3ヵ月以上～15年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証
		リフォームローン	増改築、修繕、借換資金など	10万円～1,500万円	6ヵ月～20年以内	(株)ジャックスの保証
目的自由	個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金	500万円	3ヵ月以上10年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
	フリーローン	自由（事業性資金、おまとめ資金も可）	500万円	3ヵ月以上10年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
	フリーローン NEWファイト君モア	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金	10万円～500万円	1年～10年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証	
	シルバライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金 （満60～69歳の方）	10万円～100万円	1年～5年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証	
	シニアライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金 （満60～最終返済時の年齢が満80歳以下の方）	100万円	3ヵ月以上10年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
マイカー	カーライフプラン	車（新車・中古車）購入、ローンの借換など	1,000万円	3ヵ月以上10年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
	ロードサービス付 マイカーローン	車（新車・中古車）購入、ローンの借換など	10万円～ 1,000万円	6ヵ月以上10年以内	(株)ジャックスの保証	
	マイカーローン・モア	車（新車・中古車）購入、ローンの借換など	10万円～1,000万円 （Web申込みの場合は 500万円まで）	10年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証	
	ふれあいマイカーローンⅡ	車（新車・中古車）購入、ローンの借換など	10万円～500万円	10年以内	保証人1名以上	
福祉	福祉プラン	介護用機器の購入設置、老人ホーム入居一時金	500万円	3ヵ月以上10年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
	子育て応援プラン	出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金	100万円	3ヵ月以上10年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
教育	教育プラン	学校納付金、その他教育に必要な資金	1,000万円	3ヵ月以上16年以内	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
	極度型教育ローン 「学資応援団」	子弟の学校生活・教育に必要な資金、 ローンの借換など	100万円～500万円 （50万円単位）	3年以内（自動更新あり）	(株)オリエントコーポレーションの保証	
	ドリームズ	学校納付金、その他教育に必要な資金	500万円	据置期間を含め15年以内	保証人1名以上	
	教育カードローン	子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への 納付金、及び就学にかかる付帯費用	50万円～500万円 （10万円単位）	カードローン期間5年 証書貸付切替後3ヵ月以上 10年以内（卒業後）	一般社団法人しんきん保証基金の保証	
その他	シンブルローンモア	教育資金、リフォーム資金、軽自動車購入資金	10万円～100万円	5年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証	
	リバイバルローン	多重債務解消または健康で文化的な生活を営む ために必要な資金	10万円～500万円	1年～10年以内	保証人 2名以上 不動産担保（200万円以上の場合）	
安心便利なカード	カードローン	VIPゴールドⅡ	自由（事業資金・旧償決済資金は除く）	30・50・100万円	3年以内（自動更新あり）	一般社団法人しんきん保証基金の保証
		MYポケット	自由（事業資金・旧償決済資金は除く）	10万円～100万円 （10万円単位）	3年以内（自動更新あり）	一般社団法人しんきん保証基金の保証
		ポケットMate	自由（事業資金は除く）	10万円～300万円 （10万円単位）	3年以内（自動更新あり）	SMBCコンシューマーファイナンス (株)の保証
		しんきんきゃつする	自由（事業資金は除く）	50万円～900万円 （10万円単位）	3年以内（自動更新あり）	信金ギャランティ(株)の保証
		カードローンファイト君モア	自由（事業資金は除く）	10万円～500万円	2年以内（自動更新あり）	(株)オリエントコーポレーションの保証
事業資金	あぶくまサポート5000	事業資金（運転・設備資金）	5,000万円	10年以内	福島県信用保証協会の保証 保証人 法人の場合 代表者 個人の場合 事業承継者	
	あぶくまサポート2000	事業資金（運転・設備資金）	2,000万円			
	あぶくまサポートⅢ	創業者支援（運転・設備資金）	500万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内	保証人2名以上	
	あぶくまパワーサポートⅠ	事業資金カードローン	5,000万円	カードローン期間5年 証書貸付切替後7年以内	保証人 法人の場合 代表者 個人の場合 法定相続人 （3,000万円超は原則不動産担保）	
	あぶくまTKC経営者ローン	事業資金（運転資金）	3,000万円	7年以内	保証人条件	
	あぶくま ビジネスローン1000	事業資金（運転・設備資金）	1,000万円	5年以内	保証人 法人の場合 代表者 個人の場合 事業承継者	
	スモール ビジネスローン500	事業資金（運転・設備資金）	50万円～500万円	6ヵ月～5年以内	原則、保証人不要 株オリエントコーポレーションの保証	
	農業・農家支援ローン 「農活力500」	農業者支援資金（運転・設備・消費・住宅資金）	500万円	10年以内	保証人 法人の場合 代表者 個人の場合 配偶者または後継者	
	農業・農家支援ローン 「農活力5000」	農業者支援資金（運転・設備資金）	100万円 ～5,000万円	1年以上7年以内	保証人 法人の場合 代表者 個人の場合 配偶者または後継者 （日本政策金融公庫の補償承諾）	

融資ご利用に際しての留意事項

1. 資金のご用立てにあたりましては、必要な資金を無理なく返済できるようアドバイスをいたしておりますが、ご利用の際は、計画的なご利用をおすすめいたします。
 2. お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
- ※詳しくは、当金庫の窓口または得意先係へお尋ねください。お客様の夢の実現のために、さまざまなご提案をさせていただきます。

各種手数料

為替手数料		
(令和2年6月1日現在)		
振込区分	当金庫あて	他金融機関あて
	金 額	金 額
振込手数料	550円 (本体500円 消費税50円)	880円 (本体800円 消費税80円)
ATMおよびタッチ伝票 テレホンバンキング モバイルバンキング	330円 (本体300円 消費税30円)	660円 (本体600円 消費税60円)
インターネット バンキング	店内無料	660円 (本体600円 消費税60円)
	本支店 330円 (本体300円 消費税30円)	
為替自動振込 (定額自動送金)	初回受付時 1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	
	330円 (本体300円 消費税30円)	770円 (本体700円 消費税70円)
送金手数料	440円 (本体400円 消費税40円)	660円(普通扱) (本体600円 消費税60円)
		880円(電信扱) (本体800円 消費税80円)
代金取立手数料	440円 (本体400円 消費税40円)	660円(普通扱) (本体600円 消費税60円)
		880円(至急扱) (本体800円 消費税80円)
振込・送金の組戻料	無 料	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
取立手形組戻料	無 料	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
取立手形店頭呈示料	660円 (本体600円 消費税60円)	660円 (本体600円 消費税60円)
不渡手形返却料	無 料	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
その他特殊手数料	実 費	

円貨両替手数料・金種指定払戻手数料
多硬貨入金手数料

(令和2年6月1日現在)		
区 分	金 額	
枚 数	自動両替機	窓 口
1枚～100枚	無 料	無 料
101枚～300枚	100円 (消費税込み)	110円 (本体100円 消費税10円)
301枚～500枚	200円 (消費税込み)	220円 (本体200円 消費税20円)
501枚～1000枚	300円 (消費税込み)	330円 (本体300円 消費税30円)
1001枚～2000枚	600円 (消費税込み)	660円 (本体600円 消費税60円)
2001枚以上	1000枚毎に 300円加算	1000枚毎に 330円加算

※1 窓口円貨両替枚数は、1日あたりの合計枚数とさせていただきます、「ご持参された合計枚数」と「お受取りになる合計枚数」のいずれが多い方となります。
※2 金種指定払戻手数料は、万円券を除いた金種枚数を基準として、(※1)と同様に1日あたりの合計枚数となります。
※3 硬貨入金枚数は、1日あたりの合計枚数となります。
※4 自動両替機手数料は、税込み(内税)となります。

その他手数料

(令和2年6月1日現在)			
内容	区分	金 額	
預金残高証明 発行手数料	1通につき	都度発行	660円 (本体600円 消費税60円)
		自動発行	440円 (本体400円 消費税40円)
		所定様式 以外	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
通帳・証書・カードの 再発行手数料	1通につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	
約束手形用紙代	1冊 (50枚)	2,200円 (本2,000円 消費税200円)	
小切手用紙代	1冊 (50枚)	2,200円 (本2,000円 消費税200円)	
マル専口座開設手数料	新規開設	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)	
マル専手形用紙代	1枚につき	550円 (本体500円 消費税50円)	
通帳未記入取引照合表 発行手数料	1通につき	550円 (本体500円 消費税50円)	
全国キャッシュサービス 利用手数料	1回につき	110円 (本体100円 消費税10円)	
自動機器(ATM)時間外 延長利用手数料 (ただし、当金庫のカードをお持ち のお客様は、平日の時間外延長手 数料は無料です。)	1回につき	110円 (本体100円 消費税10円)	
貯蓄預金払戻回数超過 手数料	1件につき	110円 (本体100円 消費税10円)	
口座管理手数料	年間	1,320円 (本体1,200円 消費税120円)	
夜間金庫利用手数料	年間	26,400円 (本体24,000円 消費税2,400円)	
貸金庫利用手数料	年間	高さ 120mmタイプ 26,400円 (本体24,000円 消費税2,400円)	
		高さ 60mmタイプ 13,200円 (本体12,000円 消費税1,200円)	
自己宛小切手発行手数料	1通につき	550円 (本体500円 消費税50円)	
株式払込事務取扱手数料 (払込額に対し)	1件	2.5/1,000×1.10 最低2,750円 (本体2,500円 消費税100円)	
個人情報開示請求手数料 (郵送料別途)	1件につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	
法人インターネット バンキング基本手数料 (オンラインサービスのみの場合)	1IDにつき 月額	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	
法人インターネット バンキング基本手数料 (ファイル伝送サービス(オンライ ンサービス含む))	1IDにつき 月額	2,200円 (本体2,000円 消費税200円)	

ATM ご利用手数料

(令和2年6月1日現在 消費税込)				
	ご利用時間帯	当金庫を含め 福島県内8信 用金庫カード	福島県内8信用 金庫以外の信用 金庫カード	他の金融機関・ 郵貯カード
平日	7:00～ 8:45	無料	110円	220円
	8:45～18:00		無料	110円
	18:00～21:30		110円	220円
土曜	8:00～ 9:00	無料	110円	取扱不可
	9:00～14:00		無料	110円
	14:00～17:00		110円	220円
	17:00～21:30		110円	取扱不可
日曜・ 祝日	8:00～ 9:00	無料	110円	取扱不可
	9:00～17:00			220円
	17:00～21:30			取扱不可

融資関係手数料

(令和2年6月1日現在)

内容			区分	金額
証明書発行手数料	借入金残高証明書発行手数料 支払利息証明書発行手数料		1通	都度発行 660円(本体600円 消費税60円)
				自動発行 440円(本体400円 消費税40円)
				所定様式以外 1,100円(本体1,000円 消費税100円)
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書発行手数料 (住宅金融支援機構は除きます。)		1通	都度発行 660円(本体600円 消費税60円)
				自動発行 440円(本体400円 消費税40円)
				所定様式以外 1,100円(本体1,000円 消費税100円)
	融資見込証明書発行手数料		1通	証明金額に対し 但し 最低 3,300円(本体3,000円 消費税300円) 最高 33,000円(本体30,000円 消費税3,000円)
不動産担保調査手数料	同意書・承諾書・登記関係で、下記の証明書を必要とする発行手数料	当金庫資格証明書	1通	2,200円 (本体2,000円 消費税200円)
		当金庫印鑑証明書		2,200円 (本体2,000円 消費税200円)
	開発行為に関する等の同意書発行手数料		1通	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
	主債務の履行状況に関する情報提供書発行手数料		1通	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
	抵当権・根抵当権の設定額 5,000万円未満		1設定	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)
	抵当権・根抵当権の設定額 5,000万円以上1億円未満		1設定	33,000円 (本体30,000円 消費税3,000円)
	抵当権・根抵当権の設定額 1億円以上		1設定	55,000円 (本体50,000円 消費税5,000円)
	抵当権・根抵当権の追加担保設定登記 (新規設定に伴う追加担保は除きます。)		1設定	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)
手形貸付	根抵当権の極度増額・減額変更登記		1設定	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)
	担保一部解除 (道路等として公的機関に譲渡するために解除する場合は除く)		1件	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
証書貸付諸事務手数料	営業区域外担保物件調査手数料(調査費用を含みます。)		1件	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
	実行手数料		1通	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
	実行手数料	事業資金	1件	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
		消費資金		2,200円 (本体2,000円 消費税200円)
		住宅ローン		22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)
		住宅ローン(保証会社付)		11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
	一括繰上返済手数料	500万円以下	1件	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
		500万円超1,000万円以下		33,000円 (本体30,000円 消費税3,000円)
		1,000万円超		55,000円 (本体50,000円 消費税5,000円)
		保証機関・既貸返済条件新規実行		5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
		県年金住宅資金譲受分		30,800円 (本体28,000円 消費税2,800円)
	一部繰上償還手数料	500万円以下	1回	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
		500万円超1,000万円以下		33,000円 (本体30,000円 消費税3,000円)
		1,000万円超		55,000円 (本体50,000円 消費税5,000円)
		県年金住宅資金譲受分／特別貸付のみ		22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)
		県年金住宅資金譲受分／その他一部繰上		22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)
	期間の延長・割賦金の変更手数料 (お客様からの申出により条件変更を行った場合)		1回	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
	金利変更手数料(金利引下げの場合) (お客様からの申出により条件変更を行った場合)		1回	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
	固定金利特約期間延長手数料		1回につき	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
その他手数料	保証書発行手数料(新規発行のみ)		1枚	3,300円 (本体3,000円 消費税300円)
	割引手形取立手数料	他所僚店	1通	440円 (本体400円 消費税40円)
		他所他行		880円 (本体800円 消費税80円)
	償還管理手数料(県年金住宅資金譲受分)		1件	525円

地域とともに

コーポレートデータ

業績の1報告(資料編)

営業の1案内

主なサービスのご案内

機能サービス

(令和2年6月1日現在)

種 類	内 容 ・ 特 色
為 替	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって全国各地の金融機関と結ばれていますので、迅速にお振込・ご送金・手形・小切手のお取立ができます。
キャッシュカード	当金庫のキャッシュサービスコーナー（ATM：自動現金預払機）をはじめ、全国の信用金庫、銀行、ゆうちょ銀行等でご利用になれます。 当金庫キャッシュサービスコーナーにつきましては、福島第一原発事故の影響により一部稼働を休止しております。詳しくは、49ページをご覧ください。 ※キャッシュカードの暗証番号はATMでも変更ができます。 ※1日あたりの出金可能額は個人、法人とも50万円です。
しんきんATM ゼロネットサービス	しんきんキャッシュカードなら、全国どこもしんきんATMでも、平日・土曜のご利用手数料が一部のお時間・お取引におさまして、無料となっております。お得で便利にお使いいただけます。 平日／8:45～18:00の入出金 土曜／9:00～14:00の出金 ※ただし、上記以外の時間帯及び日曜・祝日のATM利用には所定の手数料が必要です。
各種自動支払サービス	電気料・電話料金等の公共料金やお子様の学費等、お客様の口座から自動的にお支払い。手続きは簡単です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	お給料やボーナスが会社から直接お客様の口座に振込まれます。給料日が出張や休暇と重なった場合でも全国の「しんきんキャッシュサービスコーナー」等でお引き出しができます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済年金等、各種年金のお受取日に、お客様の預金口座へ自動的にお振込いたします。
外 貨 両 替	海外旅行の際等の外国通貨(US\$ 等)の両替を取扱っております。(取扱店:本店営業部、取次店:全支店)
貸 金 庫 サ ー ビ ス (東支店北原出張所に設置)	お客様にとって大切なものを安全に保管していただくためにご利用ください。
ATM振 込 サ ー ビ ス	ご指定振込先口座にATMを利用し、お振込ができるサービスです。
定期預金 ATM預入取扱	ATMにて定期預金のお預入れができます。店頭表示金利に+0.05%の金利優遇にて取扱い中です。取扱期間等、詳細につきましては窓口までお問い合わせください。
デ ビ ッ ト カ ー ド	全国のJ-Debit加盟店でお手持ちのキャッシュカードでお買い物。現金いらずでスピーディー。小銭の煩わしさもありません。
インターネット バンキングサービス	携帯電話・パソコンで手軽にご利用できます。法人の方もご利用になれます。
テレホンバンキング サービス	いつでもどこでも電話1本でOK! 残高やお取引明細の照会、振込・振替ができます。
F-NET代金 回収サービス	お客様の売上代金等を、県内金融機関の自動振替機能を活用し、お客様の預金口座に一括でご入金する代金回収サービスです。
しんきん電子記録 債権サービス	電子債権記録法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。手形に代わる電子記録債権をインターネット(PC)を通じて記録することで、安全・簡易・迅速に、支払や譲渡を行うことができます。
しんきん携帯電子マネー チャージサービス	携帯電話から簡単操作。お客様の預金口座から電子マネー「Edy」を入金(チャージ)ができます。Edyチャージャー(現金入金機)やお店のレジまで行く手間が省けます。
スポーツ振興くじ(toto) 払戻業務	当せん金の払い戻しをお取扱しております。(取扱店:本店営業部、いわき支店)
国 債 の 窓 口 販 売	2年・5年・10年と中期・長期で着実に増やす、安全確実な「国債」。 これからの資産運用にお役立てください。
個人向け国債の窓口販売	1万円から購入できる10年満期 変動金利型と、5年満期・3年満期 固定金利の国債で、半年ごとに利子が受け取れます。安心・手軽な「個人向け国債」、あなたもはじめてみませんか?
地 方 債 の 窓 口 販 売	うつくしま県民債(期間5年 固定金利)は安全性が確保された地方債です。住民参加型市場公募地方債を資産運用にお役立てください。
投資信託の窓口販売	多彩なラインナップからお選びいただける投資信託。お客様にぴったりのファンドをお選びください。
保 険 窓 口 販 売	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・窓販シニアサポーター(年金受給口座開設者向け)普通傷害保険と、生命保険「個人年金保険、一時払終身保険」や医療保険を全店で取扱っております。
信 託 商 品	お客様の円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えするため、しんきん相続信託「こころのバトン」と、しんきん暦年信託「こころのリボン」をお取扱いしております。 ※当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店となります。
しんきんiDeCo (個人型確定拠出年金)	お客様ご自身が掛金を拠出し、ご自身で選んだ商品を運用しながら将来の年金を積み立てていく商品です。

開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しており、この規定における各項目は以下に記載しています。

単体ベースのディスクロージャー項目

（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1)事業の組織…………… 24
- (2)理事・監事の氏名及び役職名…………… 24
- (3)事務所の名称及び所在地…………… 48～49

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 54～58

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度における事業の概況…………… 4
- (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標…………… 37
 - ①経常収益
 - ②経常利益、又は経常損失
 - ③当期純利益、又は当期純損失
 - ④出資総額及び出資総口数
 - ⑤純資産額
 - ⑥総資産額
 - ⑦預金積金残高
 - ⑧貸出金残高
 - ⑨有価証券残高
 - ⑩出資に対する配当率
 - ⑪出資に対する配当金
 - ⑫役員数
 - ⑬会員数
 - ⑭職員数
 - ⑮単体自己資本比率
- (3)直近の2事業年度における事業の状況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア.業務粗利益及び業務粗利益率…………… 36
 - イ.業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)…………… 36
 - ウ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支…………… 36
 - エ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り
及び利鞘…………… 36～37
 - オ.受取利息及び支払利息の増減…………… 36
 - カ.総資産経常利益率…………… 37
 - キ.総資産当期純利益率…………… 37
 - ②預金に関する指標…………… 32
 - ③貸出金等に関する指標…………… 33～34
 - ④有価証券に関する指標…………… 34～35

4. 金庫の事業運営に関する事項

- (1)リスク管理態勢…………… 17
- (2)法令遵守の体制…………… 16
- (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況…………… 5～7
- (4)金融ADR制度への対応…………… 19

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書…………… 26～30
- (2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額…………… 5
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が
定める事項…………… 4・38～47
- (4)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び
評価損益…………… 34～35
 - ①有価証券
 - ②金銭の信託
 - ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 33
- (6)貸出金償却の額…………… 33
- (7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金
処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 30
- (8)役職員の報酬体系に関する情報開示…………… 31

金融再生法に基づく開示項目

（金融再生法第7条における規定）

資産の査定の公表…………… 4～5

自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項（告示）

（バーゼルⅢ国内基準第3の柱に基づく開示）

- 単体ベースの開示…………… 38～47
 - (1)自己資本の構成に関する事項…………… 39
 - (2)自己資本の充実度に関する事項…………… 40
 - (3)オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 41
 - (4)信用リスクに関する事項
（証券化エクスポージャーを除く）…………… 41～43
 - (5)信用リスク削減手法に関する事項…………… 43
 - (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに
関する事項…………… 43～44
 - (7)証券化エクスポージャーに関する事項…………… 44
 - (8)出資等エクスポージャーに関する事項…………… 45
 - (9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項…………… 45
 - (10)金利リスクに関する事項…………… 45～47

地域貢献に関する情報開示…………… 2～21

- 1. 全般に関する事項
- 2. 預金に関する事項（地域からの資金調達の状況）
- 3. 貸出金に関する事項（地域への資金供給の状況）
- 4. 取引先への支援等（地域との繋がり）
- 5. その他運用に関する事項
- 6. 今期決算に関する事項（決算の概要）
- 7. 文化的・社会的貢献に関する事項
- 8. 地域貢献の体制整備

総代会等に関する情報開示…………… 22～23

- 1. 総代会の仕組み
- 2. 総代候補者選考基準
- 3. 総代の選任方法
- 4. 総代会の決議事項等
- 5. 総代の氏名・就任回数
- 6. 総代の年齢別・職業別・業種別構成比

表紙写真：相馬野馬追（南相馬市）

編集・発行

あぶくま信用金庫 総合企画部
〒975-0003 福島県南相馬市原町区栄町2-4
TEL (0244) 23-5132（代表）
URL <http://www.abukuma.co.jp/>



このディスクロージャーはFSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙に、環境にやさしい植物油インキを使用して印刷しています。